

令和6年9月26日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯
9 番	松 田	義 太

10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

3 番	笠 継	健 吾
-----	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政	策	川	原	逸	生
市	民	岩	下	善	孝
部	長	山	崎	公	和
産	業	山	浦	康	則
建	設	白	仁	和	哉
環	境	寺	岡	弘	樹
部	長	中	村	祐	介
総	務	村	田	秀	哲
課	長	染	川	康	輔
総	務	高	本	智	子
課	長	中	尾	美	佐
参	事	星	野	晃	希
兼	選	江	頭	憲	和
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
政	策				
調	整				
課	長				
財	政				
課	長				
保	険				
健	康				
課	長				
福	祉				
課	長				
商	工				
観	光				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					

令和 6 年 9 月 26 日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和 6 年 9 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	1 釘 尾 勢津子	1. 現行の健康保険証からマイナ保険証への移行について (1) マイナ保険証への移行と資格確認書の交付について (2) マイナ保険証の利用状況について (3) マイナ保険証に関わる広報について (4) マイナ保険証活用リスクについて 2. 道徳教育について (1) 道徳教育の現状について (2) 道徳教育の課題について
2	14 松 尾 征 子	1. 子どもたちに安い安全な学校給食提供を (1) 学校給食従事者の職場環境について (2) 給食従事者の健康管理について (3) 施設は衛生管理基準に対応しているのか
3	6 杉 原 元 博	1. 鹿島市手話言語条例の制定について (1) 手話言語条例制定の動きが広がった要因をどのように捉えているのか (2) 佐賀県及び鹿島市の手話通訳士の数と配置について (3) 鹿島市において手話通訳をされている方の数と主な活動について (4) 学校教育現場の考えと取り組みについて (5) 手話言語条例が制定されることの効果について (6) 手話言語条例制定に向けての鹿島市の考えは 2. 睡眠教育について (1) 子どもたちの睡眠状況、睡眠時間について (2) 睡眠日誌について (3) 家庭での教育、保護者のサポートについて (4) 睡眠教育の導入と普及についての考えは ① 小学校 ② 中学校
4	13 福 井 正	鹿島市の産業支援について 1. 鹿島市の 1 次産業について (1) 鹿島市の農業の状況について (2) 鹿島市の漁業の状況について (3) 鹿島市の林業の状況について 2. 鹿島市の商業の状況について 3. 鹿島市の工業の状況について 4. 有明海の海況について

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。1番釘尾勢津子議員。

○1番（釘尾勢津子君）

皆さんおはようございます。1番議員の釘尾勢津子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1つ、現行の健康保険証からマイナ保険証への移行について、2つ目、道徳教育についての2点です。

暑さ寒さも彼岸までと言われるように、9月に入り、朝夕は涼しい風が吹き、秋を感じる季節となりました。勉学の秋、芸術の秋、スポーツの秋、また、食欲の秋が到来しました。今年、2024年は国スポ・全障スポが佐賀県で行われ、鹿島市でもグラウンドゴルフ、軟式野球、アーチェリー等が開催されます。市民挙げて盛り上げていきたいと思います。

さて、2023年6月、マイナンバー法などが改正され、現行の健康保険証が廃止されることが決まりました。本年12月2日より保険証の新規発行はできなくなり、マイナ保険証への移行が求められています。もちろん、マイナ保険証の前提となるマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であるため、マイナ保険証の取得は義務づけられてはいません。マイナ保険証を持たない人に対しては、現行の保険証が廃止される12月2日から1年間の猶予期間の間に資格確認書が交付され、こちらを利用することで健康保険を利用した医療を受けることができます。

しかし、この資格確認書には幾つかの問題点があります。

まず、交付に関する法律の根拠が曖昧である点です。資格確認書については、健康保険法の第51条の3に定められていますが、同法では資格確認書の有効期限は定められていません。また、条文では、書面の交付の求めを行った被保険者に対して交付を行うことが定められており、法律上は被保険者の申請が必要です。実際、当初の政府は資格確認書の有効期限を1年とし、申請も必要としていましたが、多くの批判が巻き起こり、有効期限を5年以内で被保険者が定めるに変更し、申請も不要へと切り替えました。一見、政府の対応は非常に柔軟に見えますが、裏を返すと、政府の意向一つで有効期限や交付方法を変えることができます。資格確認書の法的位置づけは極めて弱いものであると言わざるを得ません。

また、現行の健康保険証から資格確認書への移行に際しても問題が生じるおそれがあります。政府は、円滑な移行を進めるために、現行の健康保険証が12月2日に新規発行が停止されてから、最長1年間は猶予期間として保健証を引き続き使用できるとしていますが、ここには大きな落とし穴があります。12月2日以降、新規の健康保険証は発行されないため、75歳になって後期高齢者医療制度へ移行したり、転職や引っ越しなどで加入する公的医療保険が変わる場合、今までの健康保険証は使えなくなってしまうため、猶予期間は1年を待たず終了してしまいます。このときまでに資格確認書が交付されていれば問題ありませんが、万が一間に合っていないと、事実上の無保険状態に陥ってしまいます。マイナ保険証の利用率は2024年6月時点で1割前後に満たない状況であり、12月以降に大量の資格確認書の発行業務が発生すると想定されます。そこで、住民の方が無保険状態に陥ってしまうことがないよう、実務的な対応の詰めが必要となると考えます。

また、マイナ保険証や資格確認書については、その広報活動においても大いに問題が見られます。厚生労働省が公式に作成した配布用チラシを見ると、健康保険証が廃止される旨が書いてあり、マイナンバーカードの利用を呼びかけています。しかし、このチラシでは一切資格確認書に関する言及がなく、わざと不安をあおってマイナ保険証が義務化されると誤解させ、実質義務化を進めようとしているのではないかの疑いの念を抱いております。

ほかにも、1月24日には、厚生労働省保険局長より「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」とした通知を組合などに行い、本年5月、8月、11月時点でのマイナ保険証の利用率の目標設定を求めると同時に、病院や薬局などがマイナ保険証の推進を行い、利用者が増えたら支援金を支給するなど、国はあの手この手でマイナ保険証を進めています。

こうした結果、行き過ぎた推進を行ったことから、2024年6月9日、東京新聞の記事には、「マイナ保険証にいやいや登録させ、誤解を与えた、大手薬局が謝罪文、健康保険証を突き返された、抗議を受けて」とあり、薬局側が謝罪に追い込まれる事例も出ております。薬局側の推進にも問題はあったと思いますが、そもそもの原因は、政府は義務化しないと言いながら、業者側に支援金というあめをぶら下げて、事実上の義務化を国民に迫るような手法そのものにあるのではないのでしょうか。

自治体においても、法律に沿って行政を行っていくという観点に立てば、マイナ保険証及びマイナンバーカードは法律上は一切義務化されていませんので、義務化されると誤解されるような行政サービスは厳に慎むべきであると考えます。

また、リスク面から見ても、マイナ保険証などを用いたデジタルの手法に依存することには問題があります。例えば、災害やサイバー攻撃などでサイバーにアクセスできない状況になれば、あらゆる業務が滞る可能性があります。そうした事態でも必要最低限の活動ができるよう、アナログ的な手法を残しておくことも一案です。

加えて、デジタル化が進めば進むほど集約される情報は大量になっていくわけであり、情報漏えいのリスクと被害規模は増大することとなります。

今年8月には、アメリカの一部メディアで、全アメリカ人の社会保障番号がハッカー集団によって盗まれた可能性が報道されています。実際の真偽について断定することは難しいですが、デジタル化された情報である以上、こうした事態が発生するリスクはゼロにはできません。むしろ、デジタル情報の利活用を進めれば進めるほど情報漏えいのリスクは増大するわけであり、十分なサイバーセキュリティの技術が求められます。

マイナンバーについても、特定個人情報が流出した重大事態の発生が後を絶ちません。本年、2024年2月には、外交上の重要機密情報を含む外務省のシステムが中国のサイバー攻撃を受けて、大規模な情報漏えいが起きたことが発覚しています。よくマイナンバーについては、セキュリティ対策は万全であり、通常のインターネットとは独立した閉域ネットワークであるとして安全面が強調されますが、今回の外務省のサイバー攻撃も、まさに閉域ネットワークであるにもかかわらず、大規模な情報漏えいが起こっております。つまり、サイバー分野において絶対安全などはありません。そうした前提の下で対策を講じていく必要があります。

そこで、現行の保険証は本年12月をもって廃止され、マイナ保険証が実質義務化されるのは問題であると思います。この点について執行部のお考えをお尋ねします。

次に、道徳教育についてお尋ねします。

道徳は、2015年度学習指導要領の改訂により特別の教科として位置づけられ、小学校は2018年度から、中学校は2019年度から全面実施されました。他の教科のように数値で評価するのではなく、新たな枠組みである特別の教科として位置づけられています。

文部科学省の小学校学習指導要領によると、道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすることと定められており、中学校学習指導要領にも同様のことが定められています。つまり道徳教育とは、人間としての基本的な人格を養成するものであり、人間として当たり前のこと、人間としての行動指針、善悪をしっかりと学ぶ授業だと考えております。

そして、こうした善悪を教える道徳教育には基礎となるものがあります。学習指導要領には、道徳教育を進めるに当たって、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすと定められており、このことが善悪などの道徳を教える基礎となるわけです。

そして、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を古来より教えてきたのが宗教です。宗教教育のうち、公立学校の宗教教育は法で禁じられていますが、宗教的情操教育は必ずしも禁止されているわけではありません。根本に立ち返ると、人はなぜ生きているのか、なぜ人

に優しくしなければいけないのかということをお教えなければ、善悪の価値観や指導要領が定める自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性のよりよく生きるということをお教えることもままなりません。ですから、道徳教育において、この宗教的情操教育に目を向けることは非常に重要であると考えております。

また、我が国の教育の目的として、教育基本法第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と示されています。この人間の感性及び心身ともに健康な国民の育成の基盤となるものが道徳性であり、その道徳性を育てることが学校教育における道徳教育の使命であると私は考えております。

また、道徳教育とは、単に授業の時間だけのものではなく、ふだんの学校生活や家庭生活、また、社会生活の中で様々に道徳的価値観を学ぶ場面があると思われまふ。児童・生徒は大人の後ろ姿をよく見えています。道徳の授業ももちろん大切ですが、毎日毎日接する大人から多大な影響を受けています。学校、各家庭や地域社会で接する大人の生き方を正していく、向上させていくことも、子供の道徳性を育むためには必要不可欠ではないでしょうか。

そこで、当市における道徳教育の充実に向けて、どのような方向性で進めようとしているのか、執行部のお考えをお尋ねし、あとは一問一答にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

私のほうからは1項目めの現行の健康保険証からマイナ保険証への移行についてお答えいたします。

釘尾議員からの御質問は、現行の保険証は本年12月をもって廃止されるが、マイナ保険証が実質義務化されるのは問題であると、この点についてのお考えをという御質問でございました。

御指摘のとおり、マイナンバーカードの申請は任意となっております。したがって、令和6年12月2日から現行の被保険者証の新規発行が終了しますが、マイナンバーカードやマイナ保険証を保有されていない被保険者の方がいらっしゃるのも事実でございます。

保険者の義務として、マイナ保険証を保有されていない被保険者の方には、氏名、生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書を交付することになっております。したがって、被保険者全ての方にマイナ保険証、または資格確認書が行き渡ることになります。

現在、国においては、議員御指摘があったとおり、基本的な姿勢として、より多くの国民の皆様にマイナ保険証を利用していただき、そのメリットを実感していただけるよう、あら

ゆる手段を通じてマイナ保険証の利用促進を図っていく旨、関係機関に通知を発出されているところです。

参考までに、本市において本年8月の被保険者証更新時に同封したチラシに掲載されたマイナ保険証を使うメリットを一例として申し上げますと、まず、過去のお薬情報や健康診断の結果が見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができるで紹介されています。また、限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されますとも紹介されています。

繰り返しになりますが、保険者の義務として、被保険者全ての方にマイナ保険証、または資格確認書を交付することになりますので、あわせて、マイナ保険証を選択された場合のメリットについても被保険者の皆様に周知する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

おはようございます。先ほど道德教育について御質問がありましたので、お答えいたします。

議員おっしゃったように、小・中学校での道德教育というのは大きく2つございまして、1つは学校教育全体の中での道德教育、もう一つは、教科化になりましたけれども、道德の時間としての道德の指導というものがございます。

道德の時間というのは、学校教育活動全体で行う中の一つの要といたしますか、以前は補充、深化、統合という言葉を使っていたけれども、いろんな体験等と併せて道德の時間で学習をしていくということになります。

ここで、目標が道德性の育成、これは2つとも道德性の育成が目標となっております。小・中学校での道德教育でいう道德性というのは、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質能力ということに定義をされています。ですから、学校では生きて働く道德性の育成を目指すことが求められているということです。よりよく生きるための基盤を道德の時間で磨くということになります。

そのためには、1つ目は、この要である道德の時間の充実をいかに図っていくかということ、2つ目は、各教科とか行事等がいろいろありますので、その中で体験活動を通してながら道德の時間に学んだことを実際の実践の中でやっていくということ、3つ目は、保護者や地域の方にも道德教育について広げていくことで、地域全体で子供たちを育てていくというようなことに協力を求めていくということが大切になると思っています。今申し上げました3つのことを重点的に取り組んで、道德教育の充実を図っているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。ここからは一問一答でお尋ねをいたします。

現行の健康保険証からマイナ保険証への移行について、マイナ保険証を保有していない住民には資格確認書が交付されますが、資格確認書と現行の健康保険証との違いは何か、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えいたします。

国のほうから様式例が通知されておりますけれども、国民健康保険における現行の被保険者証と資格確認書の様式を比べてみますと、被保険者証と表記されていたのが、資格確認書に変更されたのが大きな違いで、そのほかの違いはほぼありません。大きさも現行の被保険者証と同じ大きさのカード型を予定しております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、資格確認書の交付には住民側の申請が必要なのか、また、いつ頃、どのような方法で交付が行われるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

資格確認書は原則本人の申請に基づき保険者が交付するものですが、国からの通知では、当分の間、マイナ保険証を保有していない被保険者に対しては、本人の申請によらず保険者が職権で交付する運用となっております。

なお、既に発行済みの現行の被保険者証については、1 年間の経過措置により有効期限に記された期日までは有効とみなされます。国民健康保険や後期高齢者医療においては、本年 8 月に現行の被保険者証の更新を行っておりますので、有効期限に記された令和 7 年 7 月までは有効とみなされます。

したがって、本市において本格的に本人の申請によらず保険者による資格確認書の交付が必要となるのは来年 7 月頃になると考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

現在は転職などで加入する保険が変わると新しい保険証が発行されますが、12月以降は発行されなくなります。そのため、資格確認書の交付が間に合わない事実上の無保険状態に住民が陥るおそれはないか、お尋ねします。

また、多数の住民への交付の必要性があると思われますが、実務的な対応としてどのような検討をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

まず、本年12月2日以降に本市で新たに国保の資格を取得した際、マイナ保険証を保有されていない場合は、本人の申請により資格確認書を交付することになり、御心配の無保険状態になることはございません。

次に、お尋ねの多数の住民への交付の必要性についてですが、先ほどの答弁で申し上げたとおり、本市において、本人の申請によらず保険者による資格確認書の交付が本格的に必要なのは、現行の被保険者証の有効期限が切れる来年7月頃になると考えております。

現行の被保険者証においても、毎年5月頃から新たな被保険者証の更新準備を行っております。それほど現状と変わらない対応になるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、マイナ保険証の利用状況についてお尋ねをいたします。

本市におけるマイナ保険証の利用件数と利用率はどれくらいか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

まず、本市における国民健康保険のマイナ保険証の延べ利用者数と利用率について申し上げます。

国保の場合ですが、令和6年3月診療分では、延べ利用者数1,258人、利用率13.46%でしたが、直近の令和6年6月診療分では、延べ利用者数2,446人、利用率26.67%に上昇してお

ります。

今の数字は鹿島市の数字でございますけれども、ちなみに令和6年6月診療分の全国平均の利用率は10.99%となっております。

次に、本市における後期高齢者医療のマイナ保険証の延べ利用者数と利用率について申し上げます。

令和6年3月診療分では、延べ利用者数1,182人、利用率8.85%でしたが、令和6年6月診療分では、延べ利用者数3,154人、利用率23.78%に上昇しています。

ちなみに、令和6年6月診療分の佐賀県の平均利用率は9.31%、全国平均の利用率は9.63%となっております。

なお、参考までに申し上げますと、本市の後期高齢者医療6月診療分の利用率23.78%は、県内20市町中で一番高い利用率となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、本市職員のマイナ保険証の登録状況はどれくらいでしょうか。また、マイナ保険証への移行を拒否した職員が不利益を被る可能性はないか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、私のほうから職員の状況についてお答えいたします。

まず、職員のマイナ保険証の登録状況についてでございます。

職員本人及び被扶養者につきましては、佐賀県市町村職員共済組合の保険証を所持しておりますが、現時点では誰がマイナ保険証の登録をしているかどうか総務課では確認することができません。

ただ、参考までに申し上げますと、職員に対して登録状況について任意のアンケートを実施しております。その結果、職員本人、扶養者合わせて71.4%の方が登録されているという状況でございました。

次に、職員が登録を拒否した場合に不利益を被ることがないかとの御質問でございますが、共済組合におきましても、ほかの保険者と同じく、マイナ保険証の登録をされない方には自動的に資格確認書を発行することとしておりますので、特段の不利益を被ることはないと考えております。

また、職場において登録をしないことで不利益を被ることがないかということにつきましては、マイナ保険証の登録はあくまでも本人の意思を優先するというのが原則でございます。

すので、職場内においても登録しないことで不利益を被ることはございません。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、厚生労働省が各保険組合にマイナ保険証の利用率アップの目標設定を促す通知が本年1月に発出されましたが、本市職員や住民の利用率アップを求める県や政府の働きかけはあったのか、また、本市、あるいは健康保険組合等から職員や住民の利用率アップの目標は掲げておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

私のほうからは国民健康保険について答弁をさせていただきます。

令和6年1月24日付、厚生労働省保険局長名で、マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて、県を通じて通知があったところです。

その中で、医療保険者に取り組んでいただきたい事項として、利用率の目標設定、限度額適用認定証を契機とした利用勧奨、あらゆる機会を通じた利用勧奨、以上3点について掲げられています。このうち、利用率の目標設定については、目標値の目安を示され、達成した場合、後期高齢者支援金の加算減算制度において総合評価の加算対象とされる旨掲げられているところです。

なお、設定した目標値を達成できない場合のペナルティーを設けられる予定はございません。

利用率の目標設定については、厚生労働省から報告を求められましたので、本年2月に現状に応じた目標設定を行い、報告を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、私のほうからは職員の保険証関連の部分についてお答えいたします。

まず、共済組合からの働きかけにつきましては、お知らせ程度で、特に働きかけということはありません。

次に、国、県からの働きかけにつきましては、国からは地方自治法第245条の4に基づく技術的助言ということで、職員に対するマイナ保険証登録の呼びかけ、周知について助言が行われております。本市につきましても、これに基づき、職員に対し周知、呼びかけを行っ

ているところでございます。

また、今後につきましても、あくまでも登録するか否かは本人の意思が優先されるという前提を踏まえた上で、マイナ保険証の登録について周知、呼びかけを行っていく方針でございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

次に、マイナ保険証に関わる広報についてお尋ねをいたします。

マイナ保険証を過剰に推進するあまり、全国では薬局などでマイナ保険証しか使えなくなるなどの誤解が広がっています。本市においてそのような事態は発生していないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

本市においてマイナ保険証しか使えなくなるなどの誤解が広がっているかどうかという御質問ですが、これにつきましては鹿島市の薬剤師会の先生にお尋ねしたところ、そのような事態は生じていないという御回答でございました。

また、私自身とか家族の通院で、市内の医療機関とか薬局からマイナ保険証しか使えなくなる旨の説明を受けたことは自分自身の体験としてもございません。

個々のケースまでは承知しておりませんが、釘尾議員がおっしゃるような事態は今のところ生じていないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、本市において資格確認書の仕組みとその交付方法、医療機関の受診は問題なくできることなど住民に十分周知されているか、また、マイナ保険証の義務化と誤解を生むような広報は行っていないか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

資格確認書に関する周知については、国保、後期高齢者医療保険、いずれも8月の健康保険証の更新の際、マイナ保険証に関するチラシを同封しております。その中に、本年12月2日以降マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に申請していただくことなく資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができますと記載をしているところです。また、市のホームページにおいても同様の文言を掲載しております。

「広報かしま」においては、本年11月号に12月2日以降の保険証の取扱いについて記事を掲載する予定でございます。その中で、マイナ保険証を持っていない場合は資格確認書を交付する旨掲載する予定です。

なお、既に発行済みの現行の被保険者証については、有効期限に記された期日までは御使用できることも併せて掲載する予定でございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

誤解を招くようなことがないような広報に気を配っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、マイナ保険証保有者がカードリーダーの故障時などに無保険扱いや診察後回しとならないためにはどのような対応が必要か、また、そうした対応方法は住民に周知されているか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

令和5年7月10日付、厚生労働省保険局長名で関係機関宛て、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」という通知が発出されているところです。

その中で、医療機関等の機器不良等により、その場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合、患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面により資格確認を行い、医療機関等の窓口負担として患者の自己負担分、いわゆる3割負担などですが、その支払いを求めるということになっております。

マイナポータル画面による資格確認を行うことができない場合、患者に一部負担金の割合等を申し立てる被保険者資格申立書を可能な範囲で記入いただき、医療機関等の窓口負担と

して患者が申し立てた自己負担分、いわゆる3割負担分などですが、支払いを求めるというような通知になっております。

なお、過去に当該医療機関等へ受診歴等がある患者につきましては、そのときから資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものとして取り扱って差し支えないと示されております。

以上のような対応が住民に周知されているかという質問ですけれども、直接的に住民に周知されていることはございませんが、令和5年7月10日付の日本医師会常任理事名で各都道府県医師会へ、先ほど申し上げた厚労省の通知と同様の内容が通知されているところでございます。したがって、医療機関等の窓口では厚労省の通知に沿った対応がなされているものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、マイナ保険証活用のリスクについてお尋ねをいたします。

マイナ保険証も含めてデジタル技術に過度に依存すると、災害時などでは使えなくなる場合があります、非常に脆弱な体制になり得ます。アナログ手法を含む複数手段の用意がリスク分散につながるとは思いますが、どのような対策を考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

お答えします。

厚生労働省によると、オンライン資格確認の利用に関し、通常時は薬剤情報、診療情報等を閲覧するには本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られますが、災害時は特別措置として、マイナンバーカードを持参しなくても、御本人同意の下、薬剤情報、診療情報等の閲覧が可能な措置である災害時モードの適用を実施できると説明が行われております。

令和6年1月の能登半島地震においては、この災害時モードが活用され、お薬手帳や薬剤情報提供書を持参されていなくても薬剤情報を確認できたり、かかりつけ以外の医療機関で薬剤情報を確認して診療できたり、石川県や富山県を中心に、本年2月時点で約2万5,800件の災害時モードの情報閲覧件数があったと説明されております。

また、何らかの理由で災害時モードが利用できない場合であっても、スマートフォンをお持ちの方はマイナポータルで服薬履歴を確認できるとも説明されております。

ただし、災害の状況次第では通信インフラが早期に復旧せず、この災害時モードやスマートフォンも利用できなくなる場合も想定されます。

最終的には厚生労働省は、震災に伴い保険証を紛失、または自宅等に残して避難している方は、氏名、生年月日、連絡先、加入している医療保険者が分かる情報を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができますとホームページ等で説明されているところです。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

住民側が災害時などで使えなくなる場合など、特に住民が困らない、本当にサポートができる体制というのを十分に考えていただきたいと思います。

次に、一部の海外メディアでは、本年4月に全てのアメリカ人の社会保障番号が盗まれた可能性などを報道しております。デジタル化はもろ刃の剣になります。マイナンバーを保険証に活用することで情報漏えいリスクの増大につながるのではないかと考えられますが、この点についてどのような対策を考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

マイナ保険証の情報漏えいリスクについての質問ですけれども、国が示す考え方をお答えしたいと思います。

まず、マイナンバーそのものを見られるのが不安という声があると思います。この件に対して国は、医療機関や薬局の窓口職員がマイナンバーを取り扱うことはなく、もし見られたとしても、他人がマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっていると説明をしておられます。

次に、マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なのかという声があると思います。この件に対し国は、健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに記録されることはありません。落としたりなくしたりした場合は、フリーダイヤルにより24時間365日体制でカードの一時停止を受け付けていると説明をしておられます。

そのほか、国の資料によりますと、アプリごとに暗証番号を設定し、一定数間違えると機能がロックされたり、不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる仕組みになっていると説明されているところです。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

確かな対策を講じておられるということで安心をいたしました。

ここまでマイナ保険証を中心にして様々な問題点を質問してまいりました。

最後に申し上げたい問題点は、マイナンバーによる国民監視についてです。

日本では今、明らかにマイナンバー制の強制制度を高めようとしています。貯金が銀行にあるのは分かっているので、これを全部マイナンバーと連結してしまえば、各人がどれだけ持っているかが分かるようになります。番号だけ入れれば全部が一目瞭然で分かるようになるので、貯金に税金をかけていくということも可能になります。もちろん、機械類を人間や社会を便利にするために使うことに反対しているわけではありませんが、残念ながら、目的のための手段であったところのそうした機械類の発展が逆に目的になってしまって、人間を統制する手段になしてしまっているといけません。

マイナンバー制度についても、住民の幸福のための手段ではなく、目的そのものに変貌していないか、最後に皆様に投げかけさせていただきまして、1 つ目の質問を終わります。

次に、本市の道德教育の現状と課題について質問をいたします。

児童・生徒が学ぶ道德の時間はどれくらいか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

教科の道德の時間は大体毎週 1 時間ですので、学習指導要領で年間標準授業時数というのが決まっております。ただし、小学校 1 年生は年間の総時数が少ないので 34 時間ということで実施をいたしております。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、各学校で共通の教材を使用されているのか、それとも教師独自の教材を使用されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

道德も教科になりましたので、教科書、これは藤津と杵西 9 市町で教科書採択協議会とい

うものをつくっておりまして、9市町で同一の教科書を使っております。その教科書を使って年間指導計画を立て、先ほど申したように、年間34時間、35時間の授業を実施しているところです。ただし、教師自身が作成した資料とかも使うことはできます。しかし、教科書に勝る資料を作るといというのは大変難しいですので、ほぼ教科書が主たる教材としてなっております。

また、道徳の時間というのは、実は1958年から60年間ほど、これも週1時間なされてきました。その間に文部科学省を中心にいろんな資料がございますので、その辺りの資料も使った授業というものを展開することができるようになっていきます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、道徳の授業をすることで、今までしたことによろしいんですけども、教職員や児童・生徒にどのような変化が見られているか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

昨日、古枝小学校の5・6年生の授業を参観いただいたということで、ありがとうございます。ここは小学校5・6年生でしたけれども、週1回の道徳の時間がどのように行われているかなというのは御理解いただけたと思います。

大体1時間で1つの資料、教材を使いますが、扱われた内容によって行動を変容させるというよりも、変化の激しい社会の中を生き抜く力を身につけさせていくということが大切になっています。そのため、毎時間の主題に対して、常に子供たちは自分の考えを持って友達、他者と議論をすることで自分の考えを広げたり深めたりして道徳的価値を自覚していく、そのような授業が大切だと思っております。

授業を展開する中で、児童・生徒は自分の考えを語り、あるいは相手の考えも受け入れながら自分自身を振り返ることができるようです。それが、よりよいコミュニケーション、または道徳性につながっていると考えます。そのためには、やはり教員が教材研究を行い、1時間の授業の目標を定めて、その狙いに近づくように発問を考えたり、ワークシートを作成したりして授業を展開しているところです。このような1時間1時間の積み重ねが児童・生徒の道徳性を高めていくと考えています。

また、教師自身も授業を実践することで、道徳的価値について改めて考えを深め、自分自身の体験談などを語って、児童・生徒との信頼関係がより深まっているのではないかと考えております。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、道徳の授業をより効果あるものとするために、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るためにどのような取組をなされているのか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

佐賀県では、これは20年間ぐらい取り組んでいるんですけれども、ふれあい道徳という名称で、年に最低1回は授業参観で道徳の授業を公開するというのを続けております。また、その様子を各学校の学校だより等で情報発信に努めているところです。ホームページに掲載している学校もありますので、御覧いただければと思います。

また、各小・中学校では学校運営協議会を設置しておりますので、学校運営に関して地域と共同して取り組んでいるところでございます。児童・生徒を地域ぐるみで育てる、ここにも道徳性が関連をしますので、意識を共有しながら連携を保護者や地域と図っているというところでございます。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、道徳教育の指導計画はどなたが作成していただき、また、工夫されている点があれば教えてください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

指導計画の作成は、校長の方針の下に各学校で、道徳主任、道徳教育推進教員とも呼びまされども、その主任を中心に各学年の担当者や担任が作成に当たって、職員全体で共通理解を図っているところです。

先ほど申しましたように、この教科の時間については年間指導計画、道徳教育の学校全体の全体計画というのも作成をしております。

それと、年間指導計画の配列に当たっては、学校行事や、あるいは他教科の学習、特に鹿島はふるさと学習をやっておりますので、それと関連した内容項目を何月に置くとかというような工夫をしているところです。

ですから、単なる週1回の道徳の時間だけでなく、いろんな体験活動と結びつけて、その

道徳的価値についてさらに内容を深めていくというような工夫をしてもらっているところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

次に、教職員の中には道徳的価値を伝えるのは大変難しいと感じておられる方もいらっしゃると思いますが、教職員の資質向上のための研修の中に道徳的価値観を向上させる研修などがありますでしょうか。あればどのような研修がなされているのか、なければ今後計画をされる予定はありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

今の道徳の時間の進め方というのは、考え、議論する道徳の時間ということを目指しております。昨日、授業参観をされて、そこを感じ取っていただけたんじゃないかなと思います。

これまではどちらかというと、資料、教材の中に書いてある内容理解を重視した、そこも大切なんですけども、そこに終始していて、児童・生徒の発言の機会とか、あるいは考えを深め合う、高め合うところが少なかったので、このような形に変わってきたところです。

さて、市教育委員会独自で道徳教育の研修はしておりませんが、例えば、新規採用の教員、1 年目ですね、ここでは必ず道徳の研究授業というものをいたします。御自分の学校の先生とか、あるいは指導教員がおりますので、指導教員に見てもらいながら指導方法を深めていくと。また、他校参観もありますので、先輩の先生方の道徳の授業を見せていただいたり、あるいは校内で授業を見せていただいたり、そういうことをやっています。

また、2 年目以降は、佐賀県教育センターでの研修講座や県教育委員会が行っております道徳教育パワーアップ研修協議会、こういうものもありますので、機会を捉えて各学校から参加をしていただいているところです。

そういうところで研修が行われたことを、各学校の校内研修というのがございますので、その中で道徳の研究、教育についてこういうことがありましたという報告を行って、お互いに研修を深めていただいているということです。

また、各学校では教科だけの研究授業ではなく、道徳についてもお互いに授業を見せ合う研究授業をやって、指導方法の改善、工夫をしていただいているというようなところです。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

る教育長のほうから回答をいただいたんですけども、最後に、小学校や中学校の学習指導要領の総則では「道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし」とされていますが、学校では具体的にどのような道德教育を行っておられるか、また、家庭や社会に対しての要望等がありましたら、ぜひお聞かせください。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

先ほどから申し上げていますように、学校における道德教育は学校教育活動全体の中で行うということになっております。特別の教科道德の時間での学びと、他教科や学校行事を学校生活の実践の中で学んでいっているところです。

道德の時間では学ぶ内容が大きく4つに分かれております。これは指導しやすいように、道德のいろんな内容項目を大きく4つに分けているということです。

1つ目は、主として自分自身に関すること、2つ目が、主としてほかの人との関わりに関すること、3つ目が、主として自然や崇高なものとの関わりに関すること、4つ目が、主として集団や社会との関わりに関することです。これらの内容に合わせた教材が教科書にございます。全ての内容を網羅しておりますので、主たる教材や教科書を使って学ぶことで人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育てていくことにつなげています。

例えば、教科書にどんなものが出てくるかといいますと、ちょうど真ん中の5年生の教科書を紹介しますと、皆さんがよく御存じの人物や童話が出てきます。人物ではパブロ・ピカソ、これは自分らしく生きるという主題で出てきます。ベートーベン、希望を持ってという主題で出てきます。宮沢賢治、これはよりよく生きるということであります。童話では、泣いた赤鬼、これは友情の在り方というということで載っております。

このような教材を道德の時間に学ぶことによって、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育て、他者に対する関わりについて学び、それを実際の生活の中で生かせるようにしていくようにしているところです。

また、鹿島市は学校教育方針の中で、ふるさと、命、思いやりを重点目標の一つに掲げておりますので、ふるさと鹿島を愛し、心豊かでたくましい児童・生徒を育む教育を推進しているところです。地域の素材や、人材、地域の方との触れ合い、そして体験活動、何よりいろんな体験をすることで道徳的な学びが多いと思っております。体験による学びの中で、人間の尊重の精神や生命に対する畏敬の念についても関連した学びにつながっていると考えております。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

ありがとうございました。

最後に、当市における道徳教育の理想像について、教育長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

これまで申しましたように、各学校では学校教育活動全体、あるいは週 1 時間の道徳の時間を実施しながら、道徳性の育成に向けて非常に頑張ってもらっているところです。

私は毎年 4 月 1 日の夕方、各小・中学校の校長を集めて話をするんですけども、その中で、一番大切にしてほしいのは命を大切にすること、これは自分の命、そして、他者の命も大切にすること、ここを一番に、念頭に置いてくださいとお願いをしております。そのためには、思いやりの心が一番大切ですので、ここを子供たちに育てていくようお願いしているところです。これが特に本市で力を入れている道徳教育の一つだと言えると思っております。

○議長（徳村博紀君）

1 番釘尾勢津子議員。

○1 番（釘尾勢津子君）

理想の道徳教育について教育長のお考えをお聞かせいただいて大変安心しておりますし、また、希望を持っております。

今、テレビや SNS では様々な事件や不正の報道が後を絶ちません。その理由も様々なかと思いますが、大きな要因の一つとして、善悪というものが忘れ去られてしまっていることが挙げられるのではないのでしょうか。何が正しくて、何が間違っているかではなく、ばれなければいいとか、みんながやっているから大丈夫など、そうした価値観が広がっているように感じます。しかし、そうして善悪が踏みにじられれば、社会はどんどん悪い方向に向かっていきます。

簡単に善悪が分かるものとして、世界共通のゴールデンルールというものがあります。ゴールデンルールとは、自分に言われて嫌なこと、自分にされて嫌なことは、人に対して言ったり、したりしないということです。こうしたゴールデンルールをみんなが知るだけでも善悪の一つの基準になるのではないのでしょうか。

なぜ自分がしてほしくないことを他人にしてはいけないのかを教えるのが宗教的情操教育だと考えます。宗教的情操教育とは、神仏の目を意識して、この世で生きている意味、勉強する意味、社会に出て活躍する意味などを教えることによって、子供が善であるものとは何

かを考える心を引き出すことができるのではないのでしょうか。そうした宗教的情操教育に根差してこそ、人間としての基本的な人格を養成する道徳教育ではないかと思います。

昨日、教育委員会の御配慮で古枝小学校5・6年生の道徳の授業を見せていただき、感動いたしました。45分という短い時間で全てを見ることはできませんが、課題に真剣に取り組み、しっかり考えて、堂々と自分の意見を発表する児童の姿や、児童の可能性や創造性を引き出そうと必死に取り組む先生の姿に感動したのです。

時間はかかると思いますが、子供たちが道徳という授業を通してさらに成長し、家庭や地域と連携することで、人格の完成、心身ともに健康な国民の育成へとつながり、幸福な社会を形成していつてくれるものと信じています。そのような道徳教育の実現を強く祈念して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時25分から再開いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

ここで申し上げます。松尾征子議員の一般質問は議場モニター映像を使用して行います。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。今日は、非常に重要な案件だと思いましたので、1件だけ質問いたします。よろしくお願いいたします。

9月21日から発生した石川県能登地方での豪雨によって大きな被害が発生しました。1月1日の能登半島地震から復興を目指していた矢先の今回の豪雨、より大きな被害となったようです。毎日の報道に涙せずにはいられません。犠牲になられた方に心からのお悔やみを申し上げます。また、被災された皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

2023年2月から2024年1月までの12か月間、世界の平均気温が史上最高となり、産業革命前の水準を1.52度上回ったと、欧州連合の気象情報機関、コペルニクス気候変動サービスが発表したということをしんぶん赤旗が報道しました。

確かに、世界の1年間の気温が過去最高となり、危機的な状況に突入していると言われていいます。今年も既に6・7・8月はもちろんですが、9月も終わろうとしているのに、かつてない猛暑に見舞われています。2040年には熱中症搬送者が倍増するという試算もあり、人々の命と健康に深刻な影響を及ぼす危険が身近に差し迫っていると言われていいます。温暖化は海洋生物にも影響していると言われます。沿岸漁業はもちろん、日本の漁業全体にとっ

ても一大事だということです。さらに農業分野においても、花芽がつく時期や生育期、収穫期などに大きな変化が起きていると言います。米をはじめ、あらゆる農産物に深刻な影響を受け、農業をする人たちはこれまでになかったような収穫減、収入減に悲鳴を上げ、今後農業が続けられるのかと深刻な悩みに直面されている方たちも多いと聞いております。その一方で、消費者は農産物の異常な高騰と品不足などにより、家計に大打撃を受けています。ひいては、食料の安心・安全の確保が困難になることが予想されると言われます。

さて、この異常な温暖化で最も打撃を受けているのは、全ての人たちではないでしょうか。熱中症に注意を、熱中症で搬送されました、死亡者も出る状況です、このようなテレビ報道が毎日続きました。黙っていても引き続くこの暑さに、誰もが苦しんでいます。しかし、これだけ暑い中でも、どんなに暑くても、誰もが働かなくてははいけません。しかし、この暑さに対応して職場環境を整えたところがどれぐらいあるのでしょうか。

さて、私は文教厚生産業委員会の皆さんと学校給食センターを訪問しました。私にとっては久々のセンター訪問でした。PTAの活動をしていた頃はよくセンターを訪問していたのですが、最近、長らくの御無沙汰でした。

久々の訪問でまず驚いたのは、建物が驚くほど古くなっていたことでした。中に入ってまた驚いたのが室内の暑さでした。今、公的な建物はほとんどが冷房を完備され、暑い外から建物に入ると本当に気持ちのよいものです。市役所だってそうです。駐車場に車を止め、僅かな距離を来ているうちに汗だくです。庁舎に入った途端、ほっとしています。

ところが、給食センターはそうではありませんでした。中の案内をしてもらいましたが、驚くように古くなっていたんです。もちろん、古くともちゃんと整理整頓がされた様子はずばりかったです。天井が剥がれかけて、ごみが落ちそうになっているところもありました。また、建物に隙間が多く、小さな虫が入ってくるといいます。私は、ここで鹿島市内の小学校の学校給食が作られているのかと心配になりました。聞くところによれば、水道管が古くなって赤水が出たりして、浄化器を使っているということでした。

このような状況について、実際どのように取り扱われているのか、施設の管理についてですね。浄化器の問題もありますが、施設の問題について、まずお答えをいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。（「すみません、議長、映像を出していいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。（「じゃ、今のに関連して」と呼ぶ者あり）今のに関連しての映像を出すそうですので。

○14番（松尾征子君）続

ただいま申し上げました設備の問題、施設の問題で映像を出させてもらいます。

〔映像モニターにより質問〕

これは先ほど言いました、天井が剥がれて、ごみといますかね、それが落ちそうになっている状況を捉えたものです。

それから、ここは本当に整理整頓されておりますが、ここに出ております丸い細いもの、何だろうかと思いますが、これはスポットクーラーといって、そこだけ、あれが見えているところだけを冷やすそうです。こういうところを見せてもらいました。じゃ、お願いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

せんだって、先月でしたか、文教厚生産業委員会の委員の方々に給食センターのほうを視察いただきました。

現在の給食センター、給食調理場などの主な建物としましては、現在、食器や食缶の洗浄に主に使っている建物が昭和55年の建設、現在44年目になります。主に調理場として使っている建物、これが昭和61年の建築でございまして、38年目を迎えております。

先ほどモニター等で御説明がありましたように、既存の建物につきましては非常に天井が高くなっておりまして、調理場全体に対応する空調設備を設置することができない状況でございます。このため、夏場の調理場内の温度は30度を超える日が続き、決してよい職場環境ではないなというふうに認識をしておるといいますか、課題だというふうに思っているところです。調理場以上に、南側の洗浄を主にするところのほうが大分温度が高くなっているような状況にあることも報告を受けているところです。

スポットクーラーにつきましては、台数は6台を設置して環境改善を図っているところでございますけれども、思うような冷却効果は図られていないなというふうに認識をしているところでございます。

先ほどありました水道管のさびが少し出たということで、これは令和6年2月の時点で出たもんですから、水道管の蛇口のところにろ過するものをつけて現在も使用しているところです。これにつきましては、今のところ止まっている状況ではございますが、水道管の布設替え、水道管の本管から建物の敷地のほうに一旦入ってきて、その敷地の中から建物につながる水道管を工事で取り替えるようなことも検討を今後していこうというふうに考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の答弁の中でちょっと気になったのは水道管の問題ですね。浄化器がつけてあるという

ことですが、どうなんですかね。時々水道管、そういう形で給食の水を使っているわけですから、検査とかは定期的にされるとかなさっていますか。安全だということを確実にしなくちゃいけないと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

当然、日々調理をしていただいている調理人の方に注意をしていただいて、どういう状況なのかというのは見ていただいているところですし、学校給食法の中でも衛生管理に関することとか建物の状態とか、職員さんの健康状態に関すること等の定期的な検査が年に1度あっておりますので、そういうところで確認をしながらやっているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

決まっているから調査をしているということですが、じゃ、どれぐらいの間隔で大丈夫だという調査がなされているんですか。水というのは一番大事だと思いますので、あえてお尋ねをしますが、その辺はいかがですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

法定の部分でいいますと、学校薬剤師の方の御協力を得て、年に1度、きちっとした検査を行っているところです。日々の状態というのは、日々調理をしていただいている方に点検いただいています。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は施設についても、今までありましたように、いろいろ問題もあるようですが、私が一番心配したのは、給食センターは煮炊きをしますので、普通でも暑いこの時期に、異常気象の暑さの中で働く人たちがどのような状況で働かれているのだろうか、皆さん体は大丈夫なんでしょうか、これが一番心配になります。やはり子供たちの学校給食を作るのですから、働く人たちが健康でなければ、安心・安全、さらにおいしい給食作りに専念することはできません。

今回の質問は、給食センターの職員の皆さんの問題で質問したいと思います。

今、給食センターが建設されて44年たっている。それから、調理室は38年たっているとい

うことでおっしゃいましたね。本当に長いですね。大体これらは給食センターなどの耐用年数というのがあるのかなと思いますが、調理器具の問題とかなんとかもありますから、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

建物についての耐用年数ですけれども、これは財務省ですかね、耐用年数について、法定である程度この期間ぐらいが耐用年数ですよと決まっているのがありまして、給食センターのほう鉄骨造りでございますので、大体35年程度が耐用年数ということで標準的なものを定められています。ただ、これは建物の状態によって違いますし、うちとしては修理、補修をしながら、公共施設の適正な管理の基本方針の中でも、10年なり寿命が延びるような形でやっていこうという方針の中で事業に取り組んでいるところです。

機械器具につきましては、それぞれ違う部分がありますので、大体10年から15年程度が耐用年数ではないかというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今のお答えを聞きますと、先ほどおっしゃったのと比べてみますと、はるかに増えているなという気がしますね。私はそう考えます。それはそれでいいでしょう。

それで、次ですが、給食センターは福岡県のシダックス株式会社に委託をされていますね。それで、5年度の決算で68,640千円の委託料になっています。会社に委託されておりますから、働く人たちの管理はもちろん委託会社がすると思いますが、さて、市直営と委託で給食センターの運営にどのような違いがあるんでしょうか。よい面、悪い面があると思いますので、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

鹿島市のほうでは、平成17年8月に策定した財政基盤強化計画の中で、組織人員、人件費、民間委託、経費削減、収入増、これらの項目につきまして検討を進めるに当たり、民間活力の導入をはじめとした財政再建策を模索してまいりました。

各種事業の持続可能性を高めるための改革に取り組んできたところですが、その中で市の直営であった学校給食事業の見直しについても議論を深めまして、平成26年度から学

校給食センターの調理及び配送部門について民間事業者に業務委託をしてきたところで、現在4期目となります令和5年度から令和7年度までの契約をお願いしているところです。

民間委託する上で懸念されたのは、業者選定に当たりまして事業所さんの希望でありますとか、実績、それから、給食センターの職員、主には栄養の先生となると思いますが、この方々と委託業者の方の連携をうまく図らないといけないということ、また、直営で行っているサービスレベルといいますか、質の低下を招かないようにということなど、つまりは安全で安心できる給食の提供ができるということを前提に、市民の皆様にも御理解をいただく必要があるのではないかとということで考えてまいりました。

業者の選定につきましては、公募型のプロポーザル方式というのを採用しまして、事業所さんの評価、あるいは技術力の評価、コストの面など、11項目の評価を行いまして、人員の体制でありますとか、衛生管理、それから、業務実績や危機管理体制について評価の高かった、先ほど御紹介いただきましたシダックス様のほうと委託契約を締結いたしております。

直営に比べましてということですが、民間の事業所様に委託することによって、運営の経費というのは非常に削減ができたというふうに思っております。それは毎年20,000千円程度の経費の削減効果、これは人件費になりますけれども、得られておりまして、事業の持続可能性というのは非常に高くなったということで大きな効果だというふうに考えております。

現在、4期目の委託をお願いしているところですが、衛生面に関する大きな事故の発生等は起こってございませんし、民間の企業様と栄養の先生をはじめとする給食センターの職員が工夫と連携を図りまして、例えば、保護者の方を招待した試食会の開催ですとか、子供さんたちから我が家のお薦め料理などを提案してもらい、それを給食の献立に採用したり、全国の食材を通して各地に興味を持ってもらえるように、日本の味めぐりといった食育のイベント、さらには本市の特産品を食材に用いた鹿島うまかばい給食といった取組が実施をされているところです。

このような取組によりまして、子供たちの心と体を育む学校給食の重要性につきましては、改めて我々も再認識をしているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今のお答えの中で1つ気になったのは、人件費の削減とおっしゃいましたね。20,000千円ほどとおっしゃいました。ということは、民間委託にすると、働く人たちにとっては賃金が安くなるということで、働く人たちにとってはマイナスですね。と私は思いますがね、今日はこのことを議論するあれはありませんで、そういう面で私はこれまでもいろんな民間委託については賛成できないという態度を取ってきたんですが、やっぱりこの辺に大きな間

題が出てきますね。

次に行きたいと思います。

次に、給食センターの中で働いている人たちの状況を知りたいんですが、まず、働く人が何人いるのか。そして、それぞれの仕事がありますね、調理する人、運転手、事務など、いろいろあると思いますが、その人数と賃金の在り方。

それから、次は調理師の問題です。調理師の人たちの勤務時間はどのようになっているのか。そして、この調理師の人たち、正規職員と非正規の人がいらっしゃると思いますので、その人数、年齢構成、これがいかになっているかということ。

最後に、調理師の皆さんの勤務年数について、長期勤務ができているのか。これは4年間の契約、4年間ですかね、1期が3年間か。ということですから、それくらいだと思いますが、それでも短期で、体の調子などで辞める人などはいなかったのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

給食センターで働いている方々のことですけれども、市のほうで給食センターの所長さんと事務の職員がありますので、これが2名おります。県のほうから栄養の先生に来ていただいていますし、このほか学校栄養職員の方が2人いらっしゃいますので、先生方が3人いらっしゃいます。

それから、シダックスのほうですけれども、正規職員さんが12人、非正規職員さんが13人、これが総数になります。この25人の中の20人が調理員の方になっております。配送員の方が5人。

調理員の方の勤務年数、年齢ですけれども、細かいところまでは調べ上げていませんけれども、大体勤務年数としましては、短い方で3年、長い方で十六、七年勤めていただいている方がいらっしゃいます。最高齢の方で67歳の職員さんがいらっしゃいます。

お辞めになった方がいらっしゃるかというお尋ねもあつたんですけれども、職場環境を理由にお辞めになった方がいらっしゃるという話は私は聞いておりませんし、これは給食センターのほうにもお尋ねをしたところですが、個人の御都合で辞めた方はいらっしゃるというふうに聞いております。

賃金の形態としましては、正規職員の方は月給という形で払われていますし、非正規職員の方については日給という形でお支払いがされているというふうに聞いております。金額のほうまでは存じ上げません。

勤務時間ですけれども、正規の方は8時間の勤務をしていただいておりますし、非正規の

方は7時間の勤務をしていただきながら調理等に関わっていただいているところでございます。（「正規職員と非正規職員の数」と呼ぶ者あり）

シダックスの方ですね、正規職員の方が12人、非正規職員の方が13人。

○議長（徳村博紀君）

12と13です。

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今おっしゃった12人が正規職員ということですが、これは市役所の職員とおっしゃったですか。（発言する者あり）その従業員の中で12人が正規職員ですね。あとは非正規。分かりました、ごめんなさい。

お辞めになった方は、いろんな職場の都合の、体がどういうことでというのはないということに安心しました。

次に、本題に入っていきたいと思います。

調理場の問題でお尋ねします。調理場の室内温度が40度ほどになると聞いておりましたが、先ほど30度を超すというようなことでおっしゃいましたが、どちらにしても高いですね。このように暑い中で皆さんが働いていらっしゃるんですよね。

ここに出しておりますが、これが調理場の様子ですね。ここは湯気が立ち上がっておりますが、いかにも暑そうなところですね。ちょっと私も調べてみましたが、調理場の温度は学校給食衛生管理基準によれば、調理場は換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つように努めること、また、調理室及び食品の保管室の温度及び湿度並びに冷蔵庫及び冷凍庫内部の温度を適切に保ち、これらの温度及び湿度は毎日記録することとなっておりますが、この調理場が、先ほどお答えいただきました30度以上、30度ぐらいであっても、これが本当であれば大きな問題だと思うんですよ。この温度の中で仕事をする、調理をするということがですね。

その基準の中には毎日の状況を記録しなくちゃいけないということが書かれておりますが、こういう中で毎日の記録はちゃんとされているのか、最近1週間ほどの記録が分かればお知らせください。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

給食センターは、朝の時間帯とか夕方の時間帯とかありますけれども、やはり午後の時間帯にかなり気温が上がってしまうというのは、皆さん通常の生活の中でもそういうふうに感じていらっしゃると思います。

調理場の温度につきましては、先ほど御紹介いただいたように、25度以下に室温を保つ必要がある、それから、80%以下の湿度に保つ必要があるということで決まっております。ただ、申し上げておりますように、昭和61年の建設ということもありまして建物が非常に古いこともありますので、当時は衛生管理基準というのは満たしておったと思いますし、当時はそこまで気温も高くなかったと思います。現在は非常に気候が厳しい状況でございますので、室温のほうも高くなっております。ですので、現状では一部基準を満たしていないところがあるというふうに考えているところです。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は驚きましたよ。基準というのは、特にこういう仕事の基準というのはしっかり守っていかなくちゃいけないと思うんですよ。最低の基準だと思うんですよ。それを建物が古いかから何だとか、理由づけはできないんですよ。そうでしょう。特に子供たちの食事を作る大事なところなんですよ。だからこそ、こういう衛生管理基準というものもあると思うんですよ。

こういうのを今のような形でずっと維持してきた。このことは私は大きな問題だと思いますが、教育長、こういうことについてどう思いますか。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

学校給食につきましては、子供たちの健康管理のために、おいしくて、そして、給食費の中で安価でできる給食を作っていただいていると。そして、今ありましたように、この暑い中で調理をしていただいていることに大変感謝しております。

私どもも調理場の環境については以前から理解をしておりましたので、令和元年にスポットクーラーを2台増設はしております。だから、6台になって吹き出し口が13本になっています。ただ、これは応急的なものですので、先ほどおっしゃったように、室内全体が非常に気温が高くなっているということは承知をしております。

しかし、これが以前から問題になっておりますように、給食センターの建て替えと密接に関わっておりますので、この辺りどのような応急措置をしていくかというのは検討材料として、今後の建て替えの問題も勘案しながら、全庁的な問題として取り組んでいきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今までいろいろ議論してきましたが、冷房がなく扇風機も使えないで我慢できないくらいの暑さだけど、みんな夢中で働いていらっしゃいます。その様子を聞かせてもらいましたが、午前中働いた後、すぐ着替えをしなくてはいけないということです。このような状況の中で働いている人たちが、少しでも自らが働きやすいようにと努力をされている姿もありました。何人かの人は空調服、つまり、最近はやりの扇風機のついた服を着ている人もあるということです。これは自前で購入しておられます。ちなみに、1着25千円だそうです。昼食後はみんな冷房の効いた休憩室で休むことで、ほっとするひとときだそうです。本当に私なら逃げ出したくなるくらいの職場です。

このような職場で鹿島市の子供たちの給食作りに頑張っている人たちのことを聞いて、まず、市長、こういう状況を今まで御存じでしたか。見に行かれたこともありますか。そして、このようなことに対してどのようにお考えなのか、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

給食センターの職場環境について今話がされました。

以前、私のほうもこの一般質問の中で給食センターのことを聞かれた経緯があります。私も以前、給食センターのほうを訪れて状況を見学したことがございます。今、議員がおっしゃったようにスポットクーラーとかある程度整備をされていますけど、やっぱり夏場は非常に暑いということで、職場環境としては議員おっしゃったように決していい状況ではないというふうに思っております。

そういう中で、今後どうするのかというようなことも含めて考えますと、今、教育長と話している中では、今後この施設整備を改修でやるのか、あるいは新たに建て替えてやるのかというような話もありますので、今の状況を見れば、我々としてはまた整備をし直すというよりも、新しくという考え方の方向性を持っているところです。

そういうことで、庁内の中でしっかり議論をして、そういう方向の中で進めていこうという今我々の意識として持っているところです。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

確かに、今の状況を改善するには新しいセンターを造って取り組まなくてはいけないと思いますが、私はと思いますが、そこまでいったらよくなるわけですが、今の現状も何とかせんといかんわけですね。今の現状、あの暑い中でね。

この事業が委託事業ですから、職員に直接関することは会社の責任になるかも知れませんが、今のような職場環境をつくり出したのは、建物が古くて十分な設備ができていないことに大きな問題があると思います。そのことを考えると、建物を管理する市の責任も大きいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

今年はこれから少しずつ涼しくなっていくでしょうが、まだ暑さは続きます。今の状態をどのようにしたらいいとお考えなんでしょうか。建て直すところまでじゃなくて、今こういう暑い中で働いていらっしゃる人たちの環境をよくするために、今何をしたらいいか。例えば、建て替えるまでの間もまだあるわけですね。これは今日言うて来年建つわけでもありませんからね。だから、その間の対応をどうしようとおっしゃるのか、今のままでいくのかね。そこをはっきり私はお聞きしたいと思いますが、その辺について、教育長いかがでしょう。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えします。

現状をどうしていくかということですので、先ほどから話題に上っていますように、非常に環境が厳しいということですので、今後どういった対応ができるか、私どもも給食センター、あるいは職員の方と話し合いをして、対応していくとなると、ある程度財政的な裏づけも必要ですので、その辺りを勘案しながら考えていきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

教育長、生ぬるいんですよ。今現状こういう状況にある、このことは今分かったわけじゃないですよ。今までずっと分かってきたわけですよ。全くそれに対する対応策、今から話し合って、こういうことでは働いている人たちは本当にかわいそうですよ。今の現状をどうしていくか。私も専門的には分かりません。扇風機をつけたら虫が入るから云々とかいろんなことを言われますので、そういう中で何ができると。あの人たちが少しでも安心して働けるような、そういう現状をどうしたらつくれるかということ。今話し合いをしてと、遅過ぎるんですよ。ここであなた熱中症が出たりいろんなことをしたらどうなりますか。

本当にね、こういう職場はないですよ。私たちも今本当に気持ちよいところで仕事をしています。ここでクーラーがなかったら本当にみんな大変です。特に向こうは暑い、炊きなが

らやるわけですから。それでなくても熱風がひどいところでやるわけですからね。

だから、今何かここでせんといかん。あしたからでもせんとかいん。そういう今の現状ですよ。まだ暑さは続きますよ。そして、建物ができるまでの間もまだ続きますよ。そこを今になって話し合って考えますと、こんな生ぬるいことではどうにもできませんよ。考えられることありますか。市長、どうですか。それぞれでございましょうけどね。何かあったら、こういうことをしたらどうかというようなね。あなたも前、議員のときも見に行かれていろいろ問題もあったと思いますが、そういうときどういうお考えだったのかね。何とか今しないと本当に大変なんですよ。そこをぜひ聞かせてもらいたい。今の教育長の答弁ではちょっと当てになりませんね。今お考えになったことがあればどうぞ。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

これまでもいろんなところでそれぞれに対応してきたところです。本年度も移動式のクーラーを何とか1つはつけるような努力はしているところです。しかし、ここで今私がこういうことをしますというからには、やはり先ほども言いましたけれども、財政的な裏づけがない中でそういう勝手な答弁はできませんので、そこは御了承いただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

何かの努力をされてきたとおっしゃいますが、それが本当に皆さんの役に立っていないじゃないですか。こういう状況は変わっていないですよ。今、私が財政の問題もあるから言えませんと。思い切ってね、何かあったにしてもね、教育長、何かあれば言ってくださいよ。皆さんお考え、ほかの人でもこがんとどがんですかというとはないですか。ほかの職員の人もですね。関係ないか分かりませんがね。

本当にね、出てこないというのは残念です。昨日今日あった事件じゃないんですよ。これまでずっと長いこと続いてきた問題でしょう。そして、皆さんが本当に大変な中で、自費まで使って、涼しさを保つためにやっている状況もあるんですよ。そういうときに、今になってから話合いを進めて、さあ財政、こんなことで許せますか。絶対私は駄目だと思いますよ。何かないですか、市長、思い切ってお金を出してください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

職場の環境を我々がちゃんと整備していくというのはもちろん大前提です。そういう中で、

先ほど話があったように、スポットクーラーの設置であったり、クーラーであったり、それぞれの対応をしてきたところです。

給食センターの皆さん方と我々が話し合って、今のところ向こうからこうしてくださいという要望が早急に上がってきたわけではありません。今から建てかえるまで時間がかかると思います。そういう中で、今おっしゃったように、スポットクーラーの増設であったり、そういうことをどうしていくかというのをお互いに話をしていく、そういうことをやっていきたいというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

職場からそういう要求が上がってきておりませんと。言える状況じゃないんですよ、今この市は。職員の人たちが大変な職場だということを一般の人も御存じなんですよ。そういうところには声が届いているんですよ。実は私、駅前でイベントがあったときに、今学校給食を県のほうで無料にしろという署名をやっておりますから、その署名を取って回りよったら、あるお母さんは何とおっしゃったと思いますか。給食費をただにするのも本当に必要です、しかし、今学校給食センターは物すごく古いところでされているそうですねと、そこを造るのが先じゃないですかと、本当に強い口調でおっしゃったお母さんがいます。皆さんも御存じなんですよ。

だから、職場の人が市に対して言うというようなこと、市の職員があそこに常駐していますから、本当はそういうのをどんどん言ってこなくちゃいけない。今までそういうのはありましたか。そのために職員はおると思うんですよ。皆さん方の環境をよくしたり、いろんなことをするためにいると思うんですけど、今、市長が何も上がってきとらんで。一般の人でも知っているようなことを、市が要求がないからしないと。こういうことは私は絶対に許せないことだと思いますね。

何もおっしゃらないから私は取りあえずの提案をしたいと思いますが、先ほど私は、自分で空調服を買って着ていらっしゃる人もあると言いましたね。1枚25千円。言いました。私は取りあえずでも市がこの服を、20人ですか、買い上げて、そして皆さんに着ていただく。少しでも快適な仕事ができるような、そういう対応だってできると思うんですよ。25千円だから20人だと500千円ですよ。500千円。このことによって、働く人が本当に安心して働けるし、そして、子供たちの大事な食事を安心して作っていただける、安心した食事が出せる、そういうことをつくり出すことになるんですよ。どうでしょうかね。これは教育長は予算では頭が痛そうですので、市長、500千円。お金がないないと言いますが、このために500千円のお金を出して、取りあえず空調服をね、支給でもいいでしょうし、貸与でもなんでもいいと思いますが、とにかくそういう形をして早急に取り組む必要がある。

このことになりますと長くはなくて買えると思いますが、もちろんだんだん今年は涼しくなりますが、9月もまだいつまで30度を超すのが続くか分からないというような現状もありますので、ぜひそういうのでも考えていただけないかなと思いますが、市長いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、職場環境について空調服をとということですが、このことについても今いろいろな意見があります。この後も質問される方が給食センターについて質問されます。我々も給食センターの現場と話をして、どういうのが一番いいのか向こうと話し合った上に解決策を探っていきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

もちろん現場と話をすることも大事だと思います。ただ、今の現状の中ではクーラーもつけにくい、何もしにくい、扇風機もというような状況ですからね。いち早く取り組めるものとして私は一応提案をしました。だから、そういうのも含めながら、ぜひ検討を続けていただきたいと思います。

最後に言いますが、やっぱり一番いいのは早く給食センターの建て替えをすることだと思います。早急に年次計画を立てて取り組んでいただくことを最後に要望したいと思いますが、本当に今多くの人たちがこの給食センターの問題については心配をなさっておりますので、やっぱりそこでまず子供たちに安心・安全な、そして、おいしい食事が届けられるためには、働く人たちの環境をよくしていくということが一番私は大事だと思いますので、ぜひその辺をお考えいただいて取り組んでいただきたい。

そして、何度も言いますが、早急にできることは、空調服を買って皆さんに着ていただいて仕事をしてもらうということも私は本当に大事なことでと思いますので、それを強く要求して終わりにしたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。1時30分から再開します。

午後1時16分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。6 番議員、杉原元博です。通告に従い一般質問を行います。

地球温暖化の影響で、近年は厳しい暑さの夏が続いています。特に今年は災害級の猛暑でありました。9 月になってからも猛烈な暑さが続いていましたが、最近ではやっと秋らしくなり、朝晩は幾分過ごしやすくなってきました。この時期は寒暖差による疲労と夏の疲れも出る頃で、秋ばてが起こりやすいと言われています。体調を崩されることのないよう、市民の皆様の御健康を心より願っております。

また、天皇皇后両陛下がSAGA2024国民スポーツ大会への御臨席に合わせて、10月6日には鹿島市を初めて御訪問され、肥前浜駅、「HAMA BAR」を御視察される予定と伺っております。大変光栄なこととお喜び申し上げます。

さて、今回は大きく2つの項目について質問をします。

最初に、鹿島市手話言語条例の制定について質問します。

本年当初より、毎月第1木曜日に開催されました手話言語条例制定に向けての学習会に参加してきました。これまで6回開催され、佐賀県聴覚障害者協会の理事長はじめ、関係者の皆様から切実な御意見やお声をいただく中で、手話言語条例制定の必要性を強く感じてまいりました。

手話言語条例は、手話が言語であることを明確にし、手話の普及啓発、施策推進に努めることを目的としています。これまでに2024年6月10日現在で手話言語条例を制定した自治体は、全国で38都道府県、359市、21特別区、115町7村の計540自治体に上ります。

佐賀県では、嬉野市が10年前の2014年に全国で5番目の早さで制定されたのを皮切りに、2018年に佐賀県、2019年に唐津市、2021年に武雄市、そして昨年、2023年3月に制定された佐賀市の計5つの自治体です。手話言語条例制定の動きがこのように広がった要因をどのように捉えておられるのか、初めにお聞きします。

大きな質問の2点目は、睡眠教育についてです。

社会情勢などの急激な変化は子供の生活に影響を与えており、子供の睡眠時間は減少傾向にあります。また、近年はスマホやパソコンを使用する子供たちが増え、パソコンやスマートフォンの画面から発せられるブルーライトの影響で、目の疲れや新陳代謝が遅れてしまう可能性も指摘をされています。人間の体はブルーライトを浴びると目覚めるという性質があると言われ、夜にブルーライトを浴びると、体が目覚めてしまい、睡眠リズムが崩れてぐっすり眠れなくなり、翌朝の目覚めが悪くなることがあります。寝る前にスマートフォンを見るのを控えるほうがよいと言われるのは、このような理由からです。また、頭痛や肩凝り、睡眠リズムの乱れや睡眠不足に伴ういらいら感などが現れることがあります。睡眠不足は生活習慣の乱れにつながり、子供の心身に大きな影響を与えると思われます。

初めに、最近の子供たちの睡眠状況、睡眠時間を学校教育現場では御家庭の方や本人から聞き取り調査などをされて把握しておられるのか、また、把握しておられるのであれば、分かる範囲で答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

答弁をいただいた後、一問一答で質問をしてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。総括答弁になります。

手話言語条例の動きが広がった要因をどのように捉えているかということで、手話言語条例の制定の動きをめぐっては、まず、2006年、平成18年になりますが、12月13日に国連総会において採択されました障害者の権利に関する条約、これで言語に手話が含まれることが明記されました。これは、手話が音声言語と同じように言語として国際的に認知されたことを意味します。また、国内では2011年、平成23年8月に障害者基本法が一部改正されて、手話は言語に含まれるということが明記されました。

これを受けまして、一般財団法人全日本ろうあ連盟は、障害者の権利に関する条約は、様々な場で手話が言語として活用されるための具体的な施策は何も定めていないとして、国に対し、平成22年10月頃から継続して手話言語に関する権利を実効性をもって保障するよう、国内法、仮称になりますが、手話言語法の制定を求められてきております。このような中、全国の都道府県、区市町村では、独自に手話言語に関する条例を制定する動きが進んでおります。

議員おっしゃいますように、既に全国の自治体の中で4分の1を超える自治体で手話言語条例が制定されております。障害者に関する様々な法律、障害者基本法をはじめ、障害者自立支援法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者の差別解消法など、様々な障害がある方の権利擁護のための法制度整備が図られまして、社会においても障害のある人の権利に関する意識が少しずつ高まってきたことが要因の一つにあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

睡眠時間についての御質問でしたので、お答えします。

鹿島市全体において、独自に睡眠時間を調査、集計するというようなことは現在のところ行っておりません。しかし、全国的に夜型の生活が進行しておりまして、睡眠時間が十分に

は取れていない子供たちがいるという認識の下に、各学校において、教科をはじめ、日常の生徒指導の中で睡眠の重要性について指導を行っているところです。

ちなみに、2020年3月18日に東京大学のグループが、この睡眠時間の調査、大規模なプロジェクトを発表しておりますけれども、そこでは小学校6年生の平均が7.9時間、中学校3年生が7.1時間ということですので、厚生労働省が出している標準の時間よりも短くなっているというのが現状ですので、本市においても同じような傾向があるだろうと捉えております。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

それでは、1 項目めの質問であります鹿島市手話言語条例の制定について、一問一答で質問してまいります。

手話通訳士の方々は、聴覚・言語機能、または音声機能の障害のため音声言語により意思疎通を図ることに支障がある人と他者との間の意思疎通の確立に必要とされる手話通訳を行うものとあります。また、手話通訳士は国家資格ではなく、省令の定める公的資格となり、手話通訳士として登録をされた人数は全国で約4,000名おられるかと思います。

手話の普及のバロメーターと言えるのが、1 つは手話通訳士の人数であると思っています。現状、佐賀県及び鹿島市において、手話通訳士の方の人数と配置についてお聞きします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

佐賀県及び鹿島市の手話通訳士の数と配置についてお答えいたします。

まず、佐賀県においてですが、手話通訳士は10名いらっしゃいます。手話通訳士の配置ではありませんが、県の障害福祉課のほうに1名が配置されております。この方は手話通訳士ではなく、手話通訳者として登録されているとお聞きをしております。

次に、鹿島市において手話通訳士として登録されている方はおりません。手話通訳士は厚生労働省の認定する試験に合格する必要があります。国家資格ではありませんが、高いスキルを求められるため、難易度は高めとなっております。資格試験には手話通訳技能認定試験があり、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施しております。その合格者は、同法人に登録することで手話通訳士と称することが可能となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

分かりました。手話通訳士となるには、年に1度行われる手話通訳技能認定試験、手話通訳士試験に合格し、この合格率はおよそ14%程度と言われておりますが、登録資格要件を有する者が社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに手話通訳士として登録を受けなければならないこととなっております。そのようなことから、手話通訳士資格所有者は全国でもおよそ4,000名で、数が少ないようです。

手話通訳士ではなくとも、日頃から市のイベントや行事、会計などで手話通訳をされている方々がいらっしゃいます。鹿島市において手話通訳をされている方、いわゆる手話通訳者の人数と主な活動についてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

鹿島市において手話通訳をされている方の数と主な活動ですが、鹿島市においては手話通訳者として登録されている方が5人いらっしゃいますが、実際に活動をされている方は4人です。

主な活動につきましては、本市で開催されるイベント、例えば、ガタリンピックの開会式、あと、視覚障害者が競技に出る場合は帯同しまして意思疎通の支援を行っております。あと、成人式の式典や人権啓発講演会、また、戦没者追悼式など、その他講演会、イベントにおいて手話通訳を行っていらっしゃいます。このほか、意思疎通の支援を必要とする個人、市民様に帯同しまして、通院時の検査やお医者さんの診察等に伴って帯同していただきまして、お医者さんとのやり取りを通訳していただいています。そのほか、自動車学校の教習にいろいろな講義がありますけれども、そのときの通訳と、あと、実技のときの通訳を行っていらっしゃいます。

また、手話サークルを組織されておりまして、現在1団体、25人程度のサークルがありますが、こちらは手話講座を開催するなど、手話の普及活動を続けておられるところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。様々な分野で活躍をされておられるようです。

続きまして、学校教育現場での考えと取組についてお尋ねをします。

児童・生徒の手話の学びの充実、教員向けの手話研修の充実など、手話を学ぶための仕組みづくりに取り組んでいる教育委員会があります。神奈川県や富山県をはじめ、学校における手話及び手話言語条例の普及啓発活動を実施し、手話や手話言語条例の理解、啓発に努めておられます。手話学習を通して、児童・生徒がお互いを大切にすることに気づき、支え合

う関係を実現できるよう、また、一人一人がお互いの個性を尊重し、自らの人生や社会をよりよいものにしていくことを願ってのことだと思います。その結果として、不登校やいじめも減っていくのではないのでしょうか。学校教育現場の考えを教育長にお尋ねします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

学校教育現場での手話の取組についてお答えをいたします。

市教委が何か教職員に対して手話の研修を行っているかという、それは行ってはおりません。ただし、本市では、平成8年4月に、28年前になりますけれども、鹿島市福祉教育に関する条例が施行をされております。その第5条に学校における福祉教育が規定されておまして、計画的に福祉教育の実践を行っているところです。その中で手話の体験に取り組んでいる学校がたくさんあります。手話サークルの方を講師にお招きして、児童・生徒と共に教職員も学んでいるというところがたくさんございます。

例えば、紹介をしますと、総合的な学習の中で福祉というところに焦点を当てて、主に大体3年生、4年生ぐらいが多いんですけれども、その中で、手話での挨拶とか、あるいは歌を手話と共に歌唱するとか、そういう取組を行っております。

また、東部中学校でございますけれども、手話講座を計6時間計画しております。学習した成果を秋の文化発表会のステージで発表しております。これも合唱しながら、同時に手話を行うというような取組をしております。ですから、本市においては福祉教育との関わりで長く手話に取り組んでいる実態がございます。

議員がおっしゃいましたけれども、確かに手話をすることによって他人への思いやり等が育つことは私も同感でございます。しかし、そのことが直接不登校やいじめの減少とつながるかという、そこは不確定なところかなと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

佐賀県は2018年、平成30年9月26日に佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例を施行しました。手話は、手や指、体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、聾者と聾者以外の者が互いの人権を尊重して意思疎通を行うために必要な言語である。手話が言語であるとの認識を共有するとともに、全ての県民が聴覚障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定するとあり

ます。誰一人取り残さない、そして、誰もが生き生きと生活できる共生社会を目指す上で、手話言語条例の制定が重要な役割を持つと考えます。

手話言語条例が制定されることでの効果についてはどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

手話言語条例が制定されることの効果についてですが、条例が制定されることで、社会全体が手話や聴覚に障害をお持ちの方への理解を促進するきっかけ、また、手話を自らの言語として使用する方だけではなくて、多くの市民に関わるものであるということを考えてもらうきっかけになるのではないかと考えられます。

県内の条例設置市の制定後の活動、施策の内容の例としまして、手話通訳者の配置や手話言語普及のためのパンフレット作成、市民向けの手話講座の実施、それから、記者会見等での手話通訳などが挙げられます。

手話言語条例制定の目的には、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とする全ての人の社会参加の促進と、安心して暮らせる地域社会を実現するということがあります。

この手話言語条例の大きな柱は、手話は言語であることの認識及び手話言語の普及の2点であると捉えております。

条例による実効性の確保について、条例の制定によって直ちに住民や事業者の生活、活動に変化や影響が生じるわけではないことから、ある程度の時間を要すると考えます。また、その達成度につきましても、単純にはかれるものではないと思っております。予算措置や施策の内容等に相まって、定期的な、また、継続的な実効性の検証が必要であると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

先ほども申し上げましたが、佐賀県内は5つの自治体で既に手話言語条例が制定をされております。それぞれの条例名というのはいろいろばらばらでございますが、取組としましては、先ほど課長も答弁されましたように、市報への手話コーナーの連載ですとか、聾者の支援体制の確保であるとか、また、市長の定例会見や緊急会見での手話通訳、それから、市民向けの手話講座の実施など、様々行っておられます。

最後に、松尾市長に手話言語条例の制定についての考えをお聞きします。

嬉野市、そして、武雄市は既に手話言語条例を制定しています。近隣市町が制定する中、日頃から松尾市長は、寄り添う政治、そして、近隣市町との連携強化を言われています。そのためにも、誰一人取り残さない社会を構築していく上で、手話言語条例を制定し、聴覚に障害のある人全てが意思疎通を用いる、そういった手段ができるように、その手段の普及、また、利用環境の整備や市民の理解促進を図る必要があると思っています。松尾市長の答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

手話言語条例の制定についてということで、近隣の市町でも制定をされたということを知っております。鹿島市でも、この手話言語条例制定に関しては、鹿島市の手話サークル、それから、佐賀県の聴覚障害者サポートセンターなどからの意見、それから、アドバイスをいただきながら、制定に向けて検討しているところでございます。

担当課では、令和5年度に鹿島市手話サークルが主催して行われました手話言語条例勉強会に参加をいたしております。聴覚に障害をお持ちで、自らも手話を使用する方から直接生の声をお伺いしたり、また、既に条例が制定された市などの取組状況などを伺ったりしているところです。

手話というのは言語であるということ、より明確に市民の皆さん方に発信をしていく、理解を広げていく、深めていくということが重要ですし、障害をお持ちである方の意思疎通支援は、それぞれの障害特性で様々な意思疎通支援があることを考えますと、その理解と周知が大事であるというふうに思っております。そういうことで、今後、近隣市町の取組状況等を勘案しながら、鹿島市もこの条例制定に向けて検討を行いたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

答弁ありがとうございます。誰も取り残さない共生社会づくり、そして、心のかけ橋として、条例制定に向けて、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次に、大きな項目の2点目、睡眠教育について、これから一問一答で質問してまいります。

1回目の質問に対して、鹿島市では睡眠時間等の調査を行ったことはこれまでないということでございましたが、全国平均で子供たちの睡眠時間、睡眠状況について答弁をしていただきました。

睡眠教育とは、睡眠の仕組みや眠りの持つ力など、睡眠についての正しい知識と習慣を身につけるための教育のことをいいます。ある小・中学校では、児童・生徒による睡眠日誌を

作成し、取組の考え方として、睡眠日誌で児童・生徒の睡眠の実態を把握しています。就寝時刻などを意識した生活を通し、児童・生徒の睡眠への意識を高める、睡眠が乱れている子や気になる子には教員などが面談を実施して、自分の睡眠を振り返り、睡眠に関する知識を学んで、生活改善の目標設定につなぐことなどが挙げられております。

このような取組を鹿島市教育委員会、学校教育現場では行っておられるのか、また、睡眠日誌の作成、導入の考えも併せてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

睡眠日誌についての御質問でした。鹿島市で採択している教科書では、保健の教科書になるんですけれども、睡眠日誌という言葉では取り扱っていません。しかし、その保健の学習の中で「健康な生活」という単元がございます。運動や食事とともに、睡眠や休養が健康な生活を送るために必要であるということを学習します。その中で、1週間の生活リズムをチェックするチェック表があるんです。そして、チェックして振り返るという学習になります。内容は、食事や排便、運動、ゲームの時間などとともに、今話題となっている寝る時刻や起きる時刻、これを自分で設定し、守られたかどうかをチェックしていく、1週間続けるという学習です。

ですから、小学校3年生は、いわゆる睡眠日誌を最低1週間は取り組んでいるということになります。また、睡眠の学習では、4年生で睡眠と発育の関係を学んで、5年生では寝不足が体の状態に影響すること、6年生では病気の予防に睡眠が重要なこと、そしてまた、中学校1・2年生の保健の学習においても、小学校の学びを深める形で、先ほど申したような寝る時刻や起きる時刻を自分で設定し、これも7日間の生活リズムを記入してチェックし、振り返るというような活動をやっております。

このような教科の学習を通して、睡眠時間の大切さと確保の指導を今後も継続的に行っていきたいと。ですから、日常的に取り出してずっと継続的に睡眠日誌をつけるということではないんですけれども、睡眠の学習を通して動機づけを図っていきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今、教育長のほうから答弁をいただきましたが、睡眠日誌ではなくとも、学校で取り組んでおられる睡眠環境の改善、こういったことを継続して、子供たちの睡眠の改善を図っていくには、家庭での教育環境、保護者のサポートが大きな力となると思っております。そして、睡眠の習慣を見直すことは、日中の過ごし方、生活習慣を見直していくことが大切であると

も言われています。

よく眠るための生活習慣のポイントとして、専門家の意見として次の5点を挙げておられます。

まず1点目が、睡眠時間をずらさないということであります。今日は10時に就寝をしたけど、翌日は夜ふかしして12時過ぎに寝てしまったとか、そういった波がない、いわゆるある一定の時間に睡眠を取るということです。それから2点目が、昼間に適度な運動をするということで、つまり太陽光を浴びて体を動かすことが重要だとされています。そして3点目に、快適な睡眠環境をつくるということです。例えば、就寝する部屋の温度ですとか、湿度、あるいは騒音なども関係をしてきます。今年のように、特に暑かったときは、やはりエアコン等をつけて快適な温度、快適な環境で就寝をするというようなことが望ましいかと思います。それから4点目は、寝る前は心も体もリラックスをするということです。そして、最後5点目は、お風呂は寝る前のおよそ1時間から2時間前に入る、この5点を挙げておられます。

睡眠は生活を映す鏡のようなものと言われます。以上のようなことから、よい睡眠習慣を身につけるためには、家庭環境や保護者のサポートが必要不可欠になってくるとは思います。この点についての考えをお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったような5点の大切な点ですね、私もそのとおりだと思っております。特に最近では、ゲームやインターネットの長時間の使用で、子供たちの睡眠時間の減少や眠りの現状については本市でも特に気になる点として捉えております。

睡眠時間を確保するためには、特に家庭での過ごし方を振り返って、寝る時刻や起きる時刻を決めて規則的に生活することが大切だと考えております。こういった生活の振り返りについても、各学校の生徒指導の中で取り組んでいただいているところです。

また、先ほどのインターネットの利用については、10年ほど前になりますけれども、平成27年12月に教育委員会と鹿島市PTA連合会、鹿島市小・中学校校長会の3者が話し合いを持って、インターネットの利用、これは特に時間について、その点を3者で共通理解を深めて、そして、各保護者、あるいは子供たちに通知をして、使用時間も含めて生活習慣が乱れないような取組をお願いしてきたところです。

特に最近では――最初は、例えば、携帯電話を持たせないというような指導だったんですけれども、現状では持っている子供たちがたくさんおりますので、いかに安全に使うかということで、保護者にもその辺りのルール決めを行ってくださいということでお願いしているところです。また、入学式では毎年、早寝早起き朝御飯、こういったことをお願いしております。

す。まず、睡眠の大切さですね、そこから生活が始まると。それと、今、学校でタブレットを使って、家庭に持ち帰りますので、この使い方の注意の中に、寝る30分前は使用しないとか、休憩の時間をたくさん取るとか、そういった使い方の注意を保護者向け、あるいは子供向けと両方用意をお願いをしているところです。

ですから、1つ目は、しっかり睡眠時間を取っていただくということ、2つ目は、よい睡眠のために、先ほど言った情報通信機器の使用についての注意、この辺りを保護者の方に御協力いただくようお願いをしているところです。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

詳しく答弁をしていただきました。ある中学校では、睡眠教育に取り組み、睡眠や朝食の記録をつけたりする中で、不登校生徒数が約半数にまで減少したところもあったようです。地域の保育園ですとか幼稚園、また、小・中学校やPTA、自治会など、地域一体で推進をしているところもあります。さらに、学習に対する集中力が毎年向上しているという報告も上がっています。

そのような観点から、睡眠教育の導入、普及をやっていくべきだと思いますが、学校教育現場の考えをお聞きします。具体的に小学校の低学年と高学年ではどうやっていくのか、また、中学校ではどのようにやっていくのか、それぞれ生活環境や学習時間、年齢も変わってきますので、答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

睡眠教育の重要性については、先ほど議員がおっしゃったように、私も十分理解をしています。それと、厚木市や堺市で取り組んでいるという情報は承知をしているところです。大変いい取組だなと思って私も感心をしているところです。

ただ、本市では、今、ふるさと教育とかICT活用教育など、学校教育現場で重点的に取り組んでいる内容がございますので、現時点で睡眠教育を前面に掲げて指導の中心としてやっていくということは今のところ考えておりません。先ほど答弁しましたような、これまでの学習指導や生徒指導の中で取り組んできたことを継続、充実させていくことが大切だと考えております。しかし、今回御質問いただきましたので、また校長会等で紹介をして、やはり子供たちの健康にとっては睡眠が必要だということを強調していきたいと思っております。

とにかく、これまで継続してきた発達段階に応じた生活リズムが大切ですので、自分の生

活リズムを振り返って睡眠環境の改善に努めさせる、あるいは、睡眠環境の改善については家庭や地域の協力、連携が必要でありますので、参観日やコミュニティ・スクールの機能を活用して啓発を図ることが大切だと考えております。

それと、厚生労働省が出しております睡眠のガイドというものがございますので、この辺りも紹介をして、各学校にこのことについての重要性をやっていきたいと思います。

ただ、この睡眠ガイドでは、小学生は9時間から12時間、中学、高校生は8時間から10時間が推奨されておりますので、現実とは少し離れているなというのは感じております。しかし、今回御質問いただきましたので、いま一度睡眠教育についてはその重要性を認識いたしました。

○議長（徳村博紀君）

6 番杉原元博議員。

○6 番（杉原元博君）

ありがとうございます。今はデジタル化などが進んで、学校教育もタブレットの導入や電子黒板など、私たちの子供の頃からすると、随分と教育現場や生活環境も変わってきております。また、スマホやパソコンなどを使用する子供たちが増え、これまで以上に睡眠の重要性を感じ、睡眠教育の大切さを実感し、このような質問をしました。

学校教育現場だけではなく、鹿島市としても睡眠の重要性を訴えて、睡眠教育を今後また普及していただくことを申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（徳村博紀君）

以上で6 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。2 時30分から再開いたします。

午後 2 時17分 休憩

午後 2 時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

皆さんこんにちは。今日また一般質問させていただきますけれども、能登半島で水害があってございました。元旦にも地震がありまして、本当に能登半島、何であそこだけこういう被害があるのかなと。本当にお気の毒だなと。心からお見舞い申し上げたいと思います。

今日の一般質問は、鹿島市の産業支援についてでございます。

鹿島市の人口は、5 月31日現在で2 万7,400人程度でございます。徐々にでございますが、人口が減少しております。4 月25日付の人口戦略会議の報告書によりますと、鹿島市は消滅

可能性自治体ではないが、社会減対策が必要だと指摘をされております。産業が衰退をしたとしますと、やはり人口減少につながると私は思っております。じゃ、そのために何が必要なのか。私は産業の問題が一番大きなことだと思っています。

まず、産業の現状と対策について質問いたします。

まず、鹿島市の1次産業でございますが、農業、漁業、林業に従事されておられる鹿島市の人口は何人ぐらいおられるのか、このことを質問いたします。

次に、鹿島市の商業でございますが、鹿島市の商業は中心商店街にほぼ集中しています。現状しっかりと商売をされていらっしゃると思います。しかし、商店主が高齢化され、後継者がおられない商店は、廃業の可能性がございます。つまり、商店街の活力がなくなることになりかねません。このことにどうやって対処していくのかについても質問いたします。

そして、3つ目でございますが、有明海です。

有明海は、諫早干拓の締切り後、まずタイラギがいなくなりました。現在はサルボウ貝などの貝類の生産も少なくなっているようでございます。

8月29日に台風10号が有明海を横断しました。このことで有明海をかき混ぜ、海況がよくなることに期待をいたしました。まず、台風の影響で有明海の現状はどういう状況になったのかについて質問いたします。

あとは一問一答で質問いたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

私のほうからは、福井議員のほうからありました鹿島市の1次産業、農業、漁業、林業に従事されている人口は何人おられるかということで、まずは答弁をさせていただきたいと思っています。

農業に従事されている人口につきましては、2020農林業センサスにおいて、戸数となりますけれども、鹿島市では農家戸数が1,083戸、うち、販売農家が710戸と、あと、自給的農家が373戸となっております。これは過去2回の農林業センサスと比較しましても減少をいたしております。佐賀県や全国の合計を見ても同様の動きとなっているところであります。

また、同じセンサスによりまして林業を見ましても、2020農林業センサスでは、個人経営体が38人、団体経営が3団体となっており、この個人経営体につきましては、山林面積が3ヘクタール以上持っている方となっておりまして、団体経営につきましては、ほぼ1人でされている方となっております。林業も佐賀県、全国ともに減少しているところであります。

最後に、漁業者数につきましては、これは佐賀県有明海漁協の鹿島支所に確認しましたところ、令和6年度は漁業世帯数が175世帯で、漁業従事者は336人となっております。漁業者の方につきましても年々減少をしているところであります。

農林水産課からは4番目の有明海の海況についてもお答えをさせていただきたいと思います。

今回の台風の影響で有明海の現状はどういう状況かということでございますが、台風につきましては、台風の暴風とか波浪の影響によって海水が攪拌されることは従来から知られているところでございますけれども、先日の台風10号が有明海を通過した後につきまして、有明水産振興センターに確認をしたところ、今回の台風でも同様に、海水の攪拌により赤潮の解消などが確認をされているところであります。

鹿島市沖の状況としましては、台風の来る前は塩田川の河口で赤潮の発生が確認をされておりましたけれども、台風の通過後の調査では解消されておりました。また、二枚貝の生息に大きな影響を及ぼす貧酸素も、鹿島市沖の海況を観測する定点ポイントで確認されましたけれども、台風通過後は解消されておりました。

有明水産振興センターの話では、今後も晴天とか高温状態が続けば、台風前のように赤潮などが発生する可能性があるというふうなお話があっておりました。実際に、振興センターから発表された海況速報によりますと、海水温度が平年より高めに推移をしておりまして、白石町の辺りで赤潮が確認されているということです。今後海況への注視が必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

私のほうからは鹿島市の商店街、商業の状況について御説明したいと思います。

市としても、空き店舗が増え、商店街の活力がなくなることは大きな課題であると考えております。毎年商工会議所では、会員事業所の中から業種ごとに複数事業所を選定し、半年に1度、景気動向調査を実施されています。令和6年1月から6月期の調査において、商業の部門については、売上額は前年比よりも回復傾向にあるものの、今後の見込みとしては横ばい、経常利益や資金繰りについても前年度と比べて横ばい、今後の見込みも横ばいという状況になっております。

そのような中、鹿島市では、地域商業活性化支援事業費補助金の中で、商業振興を図るエリア内の空き店舗に新しく出店する方への店舗の改装費を補助しております。また、今年度からは、新規オープンに必要な備品についても補助の対象として皆様の商業振興に支援をしていきたいとしております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

まず、1次産業のことなんですけれども、今1,083戸の戸数があるということだったんですが、これはかなり減っていらっしゃいますよね。以前と比べますと農家の数自体がかなり減っているという状況なので、これから農業がどういう形になっていくのかなと。米麦だけでは当然やっていけないということで、ほかの果物とかなんとか、そして、生産のほうの下になってくるんじゃないかな。ということは、いわゆる生産性の問題がありまして、米麦だけではなかなか所得が上がらないという状況、最近では米が上がっていますけどね。

そういう状況なので、今後はそちらのほうにずっと変換がされていくのかなという気がしますけど、そこら辺はどうなと思いますか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

福井議員おっしゃるように、今の農業におきましては米、麦だけでは厳しい状況にあるかと思います。佐賀県におきましては、さが園芸888運動とかそういったもので、米、麦だけではなくて園芸のほうの稼ぐというか、そっちのほうにも力を入れているところでありますので、米、麦にかかわらず、農業の推進について支援をしているところであります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そういう農業の状況の中なんですけれども、問題は後継者がいらっしゃるかどうかなということにつながってくると思うんです。やはりある程度もうからないとといいますか、利益が上がらない状況だったらなかなか後継者もなる方が少ないんじゃないかな。今のところ鹿島市の政策として後継者を育成する政策を取っていらっしゃいますけれども、これは年間で五、六人ぐらいだったと思います。

だから、そういう状況、それだけではなかなか後継者というのは後を継がれないんじゃないかと。やはりもうかる農業に変えていかないとなかなか難しいんじゃないかなと思います。が、いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、後継者というのはやはりいろんな――鹿島市内のほうでも地域計

画ということで各地区を回っておりますけれども、後継者の問題についてはいろいろ出てきているところであります。

そういった中で、後継者の支援策についても、国や県のほうにおきましては様々な事業が行われております。国のほうでは農業次世代人材投資事業といって、農業を始める方に対しての支援であったりとか、あと、新規就農に関する支援、また、鹿島市においても農林漁業者応援プロジェクトといった独自の支援を行っているところであります。そういった方々に対して支援を行っているところであります。また、そういった事業の中で今の時代に合ったような支援ができるように、担当としても毎年いろいろ考えながら対応しているところであります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

後継者に支援をするといっても、全部の後継者にすることができていますか。何人ぐらいの後継者にできているのか。というのは、後継者が今どれぐらいいらっしゃるかわかりませんが、後継者というのはそれぞれいろんな形があると思うんです。例えば、サラリーマンをしながら農業もやっているというような人たちもいらっしゃるでしょうし、ほかの収入があったらまた違うんですけれども、農業だけされるということになってきますと、かなり財政的にはきつい状況になってくるんじゃないかと思うんです。

だから、このことをどう捉えていくかということと、どれくらい広げることができるかということになってくると思うんです。ですから、そこをどうしていくかということで、何かございますか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今申しました農業への支援につきましては、兼業農家というところには入っていないんですけれども、主に農業に従事されている方に対しての支援となっております。

先ほど申しました国の支援というのは条件がございまして、年齢が50歳未満であったりとか条件がございまして。そういった条件に合致しない方に対して、先ほど申しました鹿島市独自の農林漁業者応援プロジェクトといったもので、補完できない部分を市のほうで支援しているところであります。

この様々な事業につきましては、農業をされる方、就農をしたいという方が御相談に来られたりしたときは、鹿島市だけではなくて、県とか農業振興センターとか農協さんとか、い

ろんな団体の方、関係者の方といろいろ話をしながら支援するようにしておりまして、そこでこういった助成とか支援する事業がありますよということで、漏れがないように対応しているところであります。

全ての方に対して、農業をされていらっしゃる多くの方に対してそういった事業の周知ができるように、うちのほうも農協さんとか関係団体と協力しながらお知らせをしていって、補助事業とかそういったものを活用していただきたいということで考えているところであります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実は私の同級生でまだ農業をやっている人がいます。もう76ですから、そろそろリタイヤをする年代なんですけど、後継者がなかなかいらっしゃらないんですね。だから、自分がいつまでもせんといけんというような状況があります。

やはり一番は所得の問題だと思うんです。農業をやってどれくらい利益を出すことができるか、どういう生活ができるかということがなかなか、私は農業は専門じゃありませんからよく分かりませんけれども、ある程度ちゃんとした所得がないとなかなか難しいんじゃないか。ただ、これは行政が支援をするといっても無限大にできるはずがないですから、農業の業自体を本来は自分たちで工夫して、あとは行政なら行政が方向性を示してあげるという方向性が私は必要だと思います。

そうしないと、例えば、農業をやっていてなかなか売上げが上がらないと、所得も上がらないという状況が続いていったら、やはり農業をやめていきますよね。特に若い人たちはそうだと思います。だから、それを防ぐためには、ちゃんと希望が持てるような政策、やり方と言っていますかね、そういうのを出していくことが私は必要だと思うんですけど、そこら辺についてどう思いますか。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

今、農業に関しましては、確かに所得を上げるというふうなところが課題でもあります。県のほうもありますけれども、稼ぐ農業をいかにして行っていくかというふうなところがありまして、そういった中で、佐賀県のほうでもさが園芸生産888億円推進事業であったりとか、あと、産地生産基盤パワーアップ事業、また、鹿島市のほうでも園芸団地の整備などを行っているところです。

そういった事業を行いながら、農業、また園芸、そういった１次産業の所得が増えていくように各関係機関で支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

農業の方たちには新規就農の支援とか、それから、後継者育成の支援とかいう制度がありますよね。これが今何人ぐらい毎年いらっしゃいますか。あれは期間は多分５年だったと思いますけど、そこら辺まで教えてください。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

先ほど答弁しました分でお答えをいたしますが、国が全額を補助しております農業次世代人材投資事業というのがありました。これは令和４年からは新規就農者の育成総合対策事業といって、経営開始資金というふうに名前が変わっております。５０歳未満の経営が不安定な就農直後の所得の確保をするものとなっております、年間最大１,５００千円の５年間、現在の経営開始資金は３年間を交付しております。これらの事業につきまして、平成３０年から令和５年までの交付者数は延べで２８人となっております。４９歳以下で就農された親元就農者などに対しては、施設とか機械の導入などの費用を支援する新規就農者の育成総合対策事業の経営発展支援事業というのが令和５年度からなっております、１人の方が利用されております。

先ほど申しました、これらの国の補助に該当されない方に対しまして、鹿島市独自の農林漁業者応援プロジェクトといたしまして、３年間で最大１,５００千円の支援をしております。これは将来の担い手の確保につなげるような事業となっておりますが、この事業は平成３１年から令和５年の間に延べ２１人の方が利用されています。

これらの利用者の方がおられまして、現在も就農をされておりますけれども、１人の方につきましては、実家のほうが６次産業化に取り組まれているということから、その６次産業の企業で修業されるために、途中からそちらに就職をされているところであります。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今６次産業化ということがありましたけれども、鹿島市で６次産業に取り組んでいらっ

しゃる方たちはどれくらいいらっしゃいますか。

○議長（徳村博紀君）

暫時休憩します。

午後 2 時 56 分 休憩

午後 2 時 57 分 再開

○議長（徳村博紀君）

再開します。

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

お答えをいたします。

令和 5 年度末におきましての 6 次産業化の認定状況ということで、鹿島市のほうでは 3 件の認定が行われているところであります。

以上になります。

○議長（徳村博紀君）

13 番福井正議員。

○13 番（福井 正君）

6 次産業化は 3 件。それは 3 世帯という意味でいいですか。3 世帯ね。ということは、これが多いのか少ないのか私も判断できないところですけども、少なくとも 6 次産業化に取り組んでいらっしゃる方はいらっしゃる。それに続くような方たちはいらっしゃるんですか。3 世帯だけで終わりなのか。

というのは、今から 6 次産業化はすごく大事なことだと私は思っています。だから、6 次産業化に取り組む方たちがこれからまた増えてくるのかどうか、そういう傾向があるのかということだけ教えてください。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えをいたします。

鹿島市で 6 次産業の認定を受けておられる方は、今先ほど答弁しましたように 3 者ということで、いずれも法人組織になっております。法人の中でしっかり 1 次製品の生産から加工、販売まで一貫して行われているということで認定をされているところでございます。佐賀県全体では 25 件ということで認定を受けておられる中での鹿島市は 3 者ということです。

今後の 6 次産業化の見込みといいますけれども、個人経営の中での 1 次産業者が生産、加工、販売を一貫して行うというのは非常にハードルが高い状況だと思っております。農商工連携の中で生産、それから、加工業者、販売業者が連携をしていく取組というのは今も少し

ずつ広がっておりますけれども、やはり一貫して生産から加工、販売というところは、なかなかハードルが高いというのが現状でございます。まず生産というところをしっかりとやりながら、あと少しずつ加工とかそういったところにつなげていくことが今大事な事かなと感じております。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今の答弁を聞いて思い出しましたけれども、実は以前、もう10年以上前になると思います、行政視察で長野県に行ったんですね。長野県が会社みたいな組織をつくっていらっしゃるんですよ、農業の方たちで。組織をつくって、そこで生産して加工して販売まですると。輸出までされていました。だから、やろうと思えばそこまでできると。しかも、あそこは従業員さんかなりの数いらっしゃるんですよ。だから、やろうと思う、どうやってやろうとすることと、ある程度そこには支援が必要だと思います。

1つは、長野の場合は農家さんもやって実は町なんですね。町の予算を使って、ある程度加工場を造るとかいうのを取り組んでいらっしゃいました。だから、本当にやってもらうためには、農業の皆さんたちだけではかなり困難なところがありますから、そこには商業者も必要ですし、加工する技術を持った人たちも必要だと。それをどうやって販売をしていくかという人たちも必要だと。だから、ちゃんとした自分たちの組織体をつくっていかないと、これからの農業というのは伸びていかないんじゃないかなという気がするんですね。

ですから、そういう形が今からどうなっていくのかなということでお聞きしたいけど、分かりますか。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

先ほど農商工連携ということで、生産のところと加工のところ、それから、販売のところの、それぞれの組合せといいますけれども、そこについては、例えば、鹿島市でいけば、海道しるべとかでそういう加工の試験とかをしながらとか、当然、産業振興課の中でそういった取組の支援というのをやっているわけですが、そこは個別の農家さんもしろいろな自分の素材を活用したいということで相談に来られる中で、その分については一定数のニーズがあるということで、そこはしっかりと地元の業者さんを含めて、地元でできないところはほかの業者さんも含めながら、いろいろな開発、それから、逆に、加工の、例えば、商売をされている方から、飲食とか、例えば、食品を作られている、市内の業者さんも含めてなんですけれども、そちらのほうから地元の素材を使いたいということで、そういう御相談も

ありますので、そこはマッチングというか、そういう形でいろいろと支援、相談をさせていただいているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実は今答弁されたこと、これからの農業はそういう形になっていくんじゃないかなと思うんです。私が農業のことを語ることで自体が間違いか分かりませんが、商売をやっている人間の立場から見ると、最後はやはりどうやって販売するか、販売のルートをどうやってつくるかということと、それから、もちろん生産、加工というのはあるんですけども、そこまでちゃんと一貫してやっておかないと、今からの農業は、作物を作るだけじゃなくて、それを加工して販売していくという一つの企業体をつくっていく形じゃないと、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

ですから、そういうことに市としてどういうふうに取り組まれるか分かりませんが、市としてもそういう形で今から取り組んでいかれる——個々の農家を支援するというのも大事なことですけれども、一つの目標を持った形で、いわゆる組織体をつくっていくという、そういう形に取り組んでいかれることが今からの農業には必要だと思うんです。そうしないと、やはりなかなか生き残っていけないという時代が来ていると思いますから、どう思っていらっしゃるか、農業に関して最後の質問です。

○議長（徳村博紀君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

お答えいたします。

これからの農業について、どういうふうな方向で施策とか方向性を持っていったほうがいいかというところでございますけれども、今の全国的な課題ですけれども、農業者の減少、高齢化の中で、農業者が減っている、高齢化をしている中でというのはどこも課題でございまして、特に荒廃農地が増えている中で、農地も減少している中で、いかにその地域の農業を守っていくかというのが課題です。

その中で、やはり議員が言われますように、新しい付加価値のある形での農業の生産物を加工とか販売までつなげていく取組というのを、地元でできる部分は一つの方向だと思いますけれども、まずベースとして、多くの農業者の方、鹿島市にもまだいっぱいいらっしゃいますので、そこをしっかりと継続とか、担い手の、何ですか、将来的にそういった形で継続させていく、ここが大事だということで考えております。そのためには、生産の部分でしっかりと高付加価値のものを効率よく作って販売につなげていくというところの足腰の強い農業を持っていく、稼ぐ農業というのが非常に重要だと思いますので、そこで園芸の888運動

だったりとか、そういうところでしっかりと計算できる農業者、農業収入を持っていくというところは大事だと思います。そこで、担い手の確保のところ、今、園芸団地、果樹園の整備なども行っていますけれども、そういった中でしっかりと新しい農業者が地域に入っていくような政策も大事だと思っております。

もう一つは、先ほどもありましたように、地域の中で将来の農業のビジョンをどう考えていくかというところでの、当然、人と土地の問題がありますので、そこを地域の中でしっかりと将来ビジョンを持って、話し合いを持った中で、共通した認識の中で進んでいくことが大事だと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今、部長がおっしゃったような形で、今後ぜひ農業に取り組んでいただきたいなと思います。農家が1,000戸以上いらっしゃるわけですから、この方たち全員というのは無理か分かりませんが、やはり自分で何とか生産をして販売まで続けてやりたいという方もいらっしゃるか分からないし、販売は販売の専門家がいますから、そちらに任せるという人もいらっしゃるか分かりません。

ただ、鹿島は農業というのは主要産業ですから、主要産業がある程度実は変化をしていかなければいけない時代になるか分かりません。だから、今後、すごく稼げる農業という形に変わっていただけることを私も期待いたしております。

じゃ、次に行きます。

商店街のことなんですけれども、私自身じゃないんですが、商店街に空き店舗がありました。空き店舗を借りて、そこで今商売をやっているんですけれども、私じゃないですけど、そのところを、今から30年近く前になりますが、実はその当時、まず店舗の改装費として1,000千円ありました。それから、運転資金として1,000千円あったんですね。30年ぐらい前ですから、今でいったらもっと多い金額か分かりませんが、今、商店街も徐々に空き店舗が出てきています。スカイロード商店街等はまだ店舗が張りついているんですけれども、それ以外の商店街というのはかなり空き店舗が目立ってきました。そこで皆さん商売をなさっていたんですね。商売をなさっていた方たちが廃業するような時代になってきています。

廃業する理由は、1つは高齢化と、もう一つは、売上げがダウンしている、そういう状況になってきていると思います。私は理容業なんですけど、理容業もかなりお客さんがダウンしています。1つはコロナの影響でした。コロナで4年間、実はお客さんがすごく来ない時期がありまして、いまだにそれから回復していないという状況です。ほかの商店街でも多分同じような状況があるのかなという気がするんですね。だけど、商店街もないといけないし、

商店がないといけない。鹿島に大型店だけでいいのかなと私は思います。だから、専門的なものを売る、大型店にない品物を売ることができる。自分たちで作ることができるという商売をされる方たちが残っていただきたいと思うんです。そうしないと、ごく一部の大型店だけが繁盛して、商店街がなくなりましたということは本当に困りますから、だから、それをどうやって防いでいくのか。

実は今、経営者自体が高齢化しています。高齢化してしまして、後継者がいない。じゃ、後継者がいないところはどさされていくかというと、店をそのまま閉められるんです。

これは先進例で、京都でやっていることなんですが、若い人たちを募集して、ある店主の方が、うちをやってみませんかという形で、家賃は払われるんですけども、やってもらう。自分の商売をとにかく継いでもらったら家賃も要らないよとか、そういうやり方で商店を継続されているという例があります。だから、今からの鹿島というのはそういうことに取り組む必要があるんじゃないかなという気がするんです。

だから、商店街で勝手に生まれて勝手に潰れるということじゃなくて、やはりそこには経営者のかなりの努力、苦勞があります。だから、その努力、苦勞を無駄にしないためにも、どなたかにその後を継いでもらう。本当は子供さんが継ぐのがいいんだけど、子供自体は、親がもう継がせたくない、これは農業と一緒になんです。うちの商売はせんでよかよというのが今の親なんです。

ですから、そういう状況では鹿島の商店はなくなってしまうから、どうやって後継者、家族以外でもいいから、そういう仕組みをつくった方がいいかなという気がするんだけど、そこら辺についてどう思いますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

商店街の後継者の育成、若者にもっと入っていただくようにという支援策についてのお尋ねだったかと思います。

商店街の活力がなくなることは大きな課題と考えておりますので、補助金の制度などもございます。また、かしまビジネスサポートセンターでも、これは業種にかかわらず、事業所系の御相談というのは昨年度は45件あっておりました。皆様、課題として感じていらっしゃる方が多いのではないかと考えております。

京都の事例をおっしゃっていただきましたけれども、少し似た事例としましては、門前商店街にチャレンジショップをしております。そこには今カフェが入っていただいて、半年たちまして門前の商店街の皆様とも信頼関係を築いてきておりますし、SNSで発信などもしさせていただいて、少しずつ浸透していっているのではないかと考えております。そういった施策について、もっと市のほうでも取組を進めて支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今の門前商店街のことをおっしゃったので、実は私、門前商店街も大変関心を持っています。35年ぐらい前から門前商店街に私も入って、まちづくりについていろんな議論をしてきました。私もその頃まだ30代だったんですけども、その頃、実は店主もみんな30代だったんですね。ですから、みんな一生懸命やとったけど、残念ながらみんな高齢化してきました。だから、後継者がいるところもあるし、いないところもいらっしゃる。やはりこういう状況——ただ、門前商店街というのはすごくいい商店街なんです。昔は全部旅館だったところでしたからね。だから、そういうところがこのまま歯抜けになって、今でも少しずつ歯抜け状態になってきていますけれども、これをやっぱり何とかしなければいけないなと。これは行政でやろうと思ってもなかなかできることはありません。

だから、今あそこの改装に取り組んで、2件改装されましたですかね。例えば、改装をもう少し呼びかけてみるとか、そういうことが今からは必要なのかなと。そこにいらっしゃるやっぱり若い人たちがいるお店にそういう呼びかけをしてみるといいと思いますけれども、店舗改装、ちょっと事業名は忘れちゃったけど、その事業をそういう方たちに勧めるという考え方はありませんか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

門前商店街の修景の事業についてのお尋ねということでよかったでしょうか。

今年度については、1つ、事業者さんで修景事業を行っていただいております。この事業が始まった後にコロナ禍になりまして、なかなか事業そのものが進んでいないというのは事実でございます。それぞれのお店の御事情もありますので、皆さんのお話を聞きながら、それぞれの御事情に沿った形で私たちのほうでも支援ができないか、そこら辺は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

今、資金繰りの問題ですね。実は商売をやっていると最後はどうしても資金繰りの問題が出てきます。なかなか資金繰りも難しく、銀行さんはなかなか渋いところがありますから、

だったら、公的資金というのが鹿島市にもありますけれども、そういう公的資金を貸し出すというようなやり方で、需要はあると思うんです。やっぱりやる気がある人たち、若い人たち、この人たち、やる気はあるけどお金がないという方もいらっしゃると思うんですね。だから、その相談は多分商工会議所に行っているんじゃないかなと思うんですけども、やはり商工会議所と連携して、若くてやる気のある人たちを鹿島の商店に張りつけると、送り込むというやり方が今から必要になってくるかなという気がします。そういうことについてどう思いますか。

○議長（徳村博紀君）

中尾商工観光課長。

○商工観光課長（中尾美佐子君）

商店街の若い人たちともっと連携をとということだったかと思います。

今現在、鹿島の中心商店街のほうでは鹿島ギルドという団体の方が活動していただいていて、10月5日のイルミネーションなども率先してしていただいております。そういうのは非常にありがたいことと思っておりますので、私たちのほうでも広報で支援をさせていただいて、商工会議所に市のほうで出している交付金の中から補助もさせていただいておりますので、そういった形での支援や、イベントのときは私たちも応援をさせていただきたいと思っております。

今後もそういった連携を取って、商工会議所と商店街の若い方と市と連携を取りながら事業を進めていければと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

イルミネーション、私も楽しみにしています。私のうちのすぐ近くなものですから、きれいだろうなということで期待をしています。若い人たちがそういうことに取り組んでくれていると本当にうれしいんですよ。やはり私たちも応援しなければいけないなと思っています。

じゃ、この質問を終わります。

有明海のことなんですけれども、実は私、有明海に行きましてガタリンピックをやったときから関わりができたんですけれども、やはり有明海は素晴らしい海ですよ。ところが、諫干で締め切られて、あれから少しずつ何か変な形に変わってきたということがあったんですけども、今まで有明海の海況を改善するためにいろんなことをやってこられましたね。海底耕うんといって、耕すというのをやってこられたんですけども、この間の台風10号が一番効果があったんじゃないかなと。こういうことを言っただけですけど、今から有明海を大事にしていくということで、多分、潟、泥の上はかなり肥料とかなんとかたまっているん

じゃないかなという気がするんですね。この間の台風でかき混ぜてくれたから少しよくなったかなという気がするんだけど。

今から有明海を守るために、行政だけでは無理だと思うんです。漁協の方たちもそうだし、漁民の方たちもそうだし、あと、実はあそこに市の処理場から排水をしていますよね。あれは排水が肥料になるという人もいますけれども、やはり今から有明海の沿岸に住んでいる人たちみんなで守っていかないと、有明海というのはこのままでいったらどうなるかなと。一番問題は、筑後川の水自体が福岡とか北九州に行っていますよね。だから、大量の水がどうもあっちに行っているんじゃないかなと。だから、佐賀県内にある小さな河川だけでは水が足りないんじゃないかなという気もしますし、やはり有明海というのは鹿島だけで考えるんじゃないくて、佐賀県だけじゃなくて、有明海沿岸の県みんなが考えることだと思うんです。その主導権を鹿島に取ってもらいたいなと。呼びかけをしていただきたいなという気がします。やはり鹿島というのは、有明海、反時計回りですから、今はどうも鹿島まで潮が流れてきていないんじゃないかという説もあります。だから、これを何とかしなければ、鹿島は今から漁業自体が成り立たなくなる可能性もありますから、それをどうするかということを考えていきたいと思いますが、これについて、市長いかがでしょう。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

有明海のことについて聞かれましたので、私も以前経験をしておりますので、私の経験上の話を少しさせていただきます。

まず、さっきの台風のことですね。台風が来ればどうなるのかなということで、おっしゃったように、攪拌をして海水が混ざります。そういうことで赤潮の解消になります。ある一定程度混ぜることによって海水温が低下をします。もっと大きな影響があるというのは、海底の下にたまっている渦泥が混ざって、そこがまた渦泥の中に栄養塩が含まれておりますので、その海況が変わるということです。

そしてもう一つが、その渦泥の中には赤潮の原因となりますユーカンピアという珪藻プランクトンがいるんですけど、そういうのが夏場に休眠孢子として下にたまっています。秋口だったり冬になるとそれがまた出てきて大量発生するというメカニズムがあるんですけど、その休眠孢子が渦の上にありますので、今回のような攪拌することで沖合のほうに休眠孢子も行って、どっかに拡散してしまう。そういうことで赤潮の発生が一定程度抑えられるんじゃないかなという、これはあくまで臆測ですけど、そういうことが考えられまして、海底を混ぜる、さっきおっしゃったように海底耕うんという作業でやる何十倍、何千倍という効果があるというふうに思っております、これにぜひ期待をしたいと思います。

それと、今言われた環境問題、筑後川であったり、諫干であったり、いろんなことがこれ

まであって海の環境というのが少しずつですけど変わってきました。やっぱり環境が変わっていく、それを改善するというのはかなりの時間がかかります。悪くするのに——悪くというか、悪くなるのにも時間がかかるんですけど、それをよくするのにもまた時間がかかっていきます。

そういうことで、さっきおっしゃったように、我々人間でできること、あるいは自然の対応でできること、いろんなことを織り交ぜながらやっていかなければいけないと思いますし、ただ、それを待っていては漁業者の生活が成り立っていきません。やっぱりそこで、主幹産業であるノリだけじゃなくて、やっぱりいろんな事業をしていかなければなりませんし、今モガイがおりませんので、モガイの稚貝を派生させるための取組とか、実はこの前、アカエイの試食会がありました。有明海にはエイいっぱいいます。そのアカエイを材料として、いろんな素材を作って皆さんに食べてもらったわけですが、思ったよりおいしかったです。そういうのを鹿島市なりいろんなところに広げていって、アカエイは貝を食べますので、そういう相乗効果を生かした取組というのもひとつ今後やり方としてあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、今新しいノリの漁期が始まって、支柱の竹立てが行われています。皆さん方、期待と不安を持って今臨まれておりますので、私もこの台風の影響というのはいいほうに影響すると確信をいたしておりますので、そういう中で今漁期を見守っていききたいなというふうに思っているところです。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

これで最後にしますが、私もアカエイを食べたかったなというのが心残りでございます。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で13番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明27日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時27分 散会